

人口減少に打ち勝ち、**笑顔**で暮らせる島根をつくる



島根**創**生計画

2020-2024 年度
令和2年3月 島根県



人口減少に打ち勝ち、**笑顔**で暮らせる島根をつくる

島根*創生

SHIMANE SOUSEI

島根創生 はじまります。



「笑顔あふれる しまね暮らし」宣言

島根には、自然と歴史の中で営んできた、人々の豊かな暮らしがあります。

近所では、子どもたちが元気に走り回り、
若者は恋愛をし、趣味を楽しみ、地域活動にも参加する。
家族を思い、やりがいのある仕事に就き、
高齢になっても、元気で生きがいを感じている。
皆で囲む食卓は笑い声に包まれ、穏やかで心地よい時間が流れる。

そんなごく普通の暮らしです。

地域の助け合いや絆が残る古き良き人間関係が、郷土愛と誇りを育み、
人々の多様な関わりを通して生まれる新しい試みが、未来への希望を高め、
暮らしをより豊かなものにしていきます。

この人間らしい、温もりのある暮らしを、ここで営み続けたい。
未来の子どもたちへ、大切に贈り届けたい。
日本中の多くの人へ、島根にしかない暮らしを知ってもらいたい。

「島根創生」の始まりにあたり、

「笑顔あふれる しまね暮らし」を守り、育て、未来へつなげていくことを、
ここに宣言します。



目 次

はじめに

- 1 島根を取り巻く情勢…………… 1
- 2 島根が目指す将来像…………… 2
- 3 計画の概要…………… 3
- 4 計画推進のための手法…………… 4
- 5 計画の体系…………… 5

第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略

序 総合戦略の推進 8

- 1 総合戦略の理念…………… 8
- 2 総合戦略の数値目標…………… 10
- 3 島根県の将来人口の推計
(島根県人口シミュレーション2020)…………… 12

I 活力ある産業をつくる 16

- 1 魅力ある農林水産業づくり
 - (1) 農業の振興…………… 17
 - (2) 林業の振興…………… 18
 - (3) 水産業の振興…………… 19
- 2 力強い地域産業づくり
 - (1) ものづくり・IT産業の振興…………… 20
 - (2) 観光の振興…………… 21
 - (3) 地域資源を活かした産業の振興…………… 22
 - (4) 成長を支える経営基盤づくり…………… 23
 - (5) 産業の高度化の推進…………… 24
- 3 人材の確保・育成
 - (1) 多様な就業の支援…………… 25
 - (2) 働きやすい職場づくりと人材育成…………… 26

II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 28

- 1 結婚・出産・子育てへの支援
 - (1) 結婚への支援…………… 29
 - (2) 妊娠・出産・子育てへの支援…………… 30

III 地域を守り、のばす 32

- 1 中山間地域・離島の暮らしの確保
 - (1) 小さな拠点づくり…………… 33
 - (2) 持続可能な農山漁村の確立…………… 35

- 2 地域の強みを活かした圏域の発展
 - (1) 牽引力のある都市部の発展…………… 36
 - (2) 世界に誇る地域資源の活用…………… 37

- 3 地域の経済的自立の促進
 - (1) 稼げるまちづくり…………… 38
 - (2) 地域内経済の好循環の創出…………… 39

- 4 地域振興を支えるインフラの整備
 - (1) 高速道路等の整備促進…………… 40
 - (2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進…………… 41
 - (3) 産業インフラの整備促進…………… 42

IV 島根を創る人をふやす 44

- 1 島根を愛する人づくり
 - (1) 学校と地域の協働による人づくり…………… 45
 - (2) 地域で活躍する人づくり…………… 46
 - (3) 地域を担う人づくり…………… 47

- 2 新しい人の流れづくり
 - (1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信…………… 48
 - (2) 若者の県内就職の促進…………… 49
 - (3) Uターン・Iターンの促進…………… 50
 - (4) 関係人口の拡大…………… 51

- 3 女性活躍の推進
 - (1) あらゆる分野での活躍推進…………… 52
 - (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる
環境づくり…………… 53

第2編 生活を支えるサービスの充実

V 健やかな暮らしを支える 56

- 1 保健・医療・介護の充実
 - (1) 健康づくりの推進…………… 57
 - (2) 医療の確保…………… 58
 - (3) 介護の充実…………… 59

- 2 地域共生社会の実現
 - (1) 地域福祉の推進…………… 60
 - (2) 高齢者の活躍推進…………… 61
 - (3) 障がい者の自立支援…………… 62
 - (4) 子育て福祉の充実…………… 63
 - (5) 生活援護の確保…………… 64

VI 心豊かな社会をつくる 66

- 1 教育の充実
 - (1) 発達の段階に応じた教育の振興…………… 67
 - (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進… 68
 - (3) 学びを支える教育環境の整備…………… 69
 - (4) 青少年の健全な育成の推進…………… 70
 - (5) 高等教育の推進…………… 71
 - (6) 社会教育の推進…………… 72

- 2 スポーツ・文化芸術の振興
 - (1) スポーツの振興…………… 73
 - (2) 文化芸術の振興…………… 74

- 3 人権の尊重と相互理解の促進
 - (1) 人権施策の推進…………… 75
 - (2) 男女共同参画の推進…………… 76
 - (3) 国際交流と多文化共生の推進…………… 77

- 4 自然、文化・歴史の保全と活用
 - (1) 豊かな自然環境の保全と活用…………… 78
 - (2) 文化財の保存・継承と活用…………… 79

第3編 安全安心な県土づくり

VII 暮らしの基盤を支える 82

- 1 生活基盤の確保
 - (1) 道路網の整備と維持管理…………… 83
 - (2) 地域生活交通の確保…………… 84
 - (3) 上下水道の整備…………… 85
 - (4) 情報インフラの整備・活用…………… 86
 - (5) 竹島の領土権確立…………… 87

- 2 生活環境の保全
 - (1) 快適な居住環境づくり…………… 88
 - (2) 環境の保全と活用…………… 89

VIII 安全安心な暮らしを守る 90

- 1 防災対策の推進
 - (1) 災害に強い県土づくり…………… 91
 - (2) 危機管理体制の充実・強化…………… 92
 - (3) 防災・減災対策の推進…………… 93
 - (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化…………… 94

- 2 安全な日常生活の確保
 - (1) 食の安全・生活衛生の確保…………… 95
 - (2) 安全で安心な消費生活の確保…………… 96
 - (3) 交通安全対策の推進…………… 97
 - (4) 治安対策の推進…………… 98

附属資料

資料1	諮問文・答申文	100
資料2	島根県総合開発審議会 委員名簿	102
資料3	島根県総合開発審議会 審議状況	103
資料4	地方創生・行財政改革調査特別委員長報告	104
資料5	策定の経過	106

はじめに

1 島根を取り巻く情勢

人口

島根県は、全国の他の地域よりも早くから人口減少・少子高齢化という課題に直面し、長年この課題に向き合ってきました。

このまま人口が減り続けると、次第に地域から活気が失われ、買い物などの日常生活にも支障が生じます。また、そうした状況がさらなる人口流出に繋がりがねません。

これからも島根の暮らしを守り、次の世代に引き継ぐために、人口減少に歯止めをかける必要があります。

経済

日本経済は、都市部を中心として長期にわたる回復基調が続いており、国内総生産は過去最大規模に達しています。

島根県の県内総生産は、リーマンショックで落ち込んだものの、その後持ち直しの動きが持続しています。このような状況の中で、有効求人倍率が全国を上回る水準で高止まりしており、県内企業等では人手不足が深刻な課題となっています。

若者にとって魅力のある雇用の場を確保していくには、生産性の向上や競争力の強化などにより県内産業の振興を図る必要があります。

生活

人々が安心して暮らすためには、医療や教育などのサービス、道路や交通手段などの社会インフラが不可欠です。

しかし、人口減少が続く島根においては、利用者の減少や施設の老朽化などにより、そうした生活基盤の維持さえ危うくなっています。

子どもから高齢者まで、県民の誰もが住み慣れた地域で幸せに暮らし続けられるような生活環境を確保する必要があります。

新たな時代の潮流

Society 5.0(*1)と呼ばれる次の時代に向けた社会情勢や技術動向を踏まえて、新しい技術を活用した効率的な生産や利便性の高い生活の実現を図る必要があります。

また、グローバル経済の下では、人やモノ、資本が国境を越えて移動し、地球的な規模でその連鎖が生じます。島根にあっても例外ではなく、グローバル化を販路や観光における海外展開のチャンスと捉える視点や、持続可能な開発目標「SDGs」(*2)の理念(「誰一人取り残さない」社会の実現)の共有も求められています。

*1 サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会(「科学技術イノベーション総合戦略2016」(平成28年5月24日閣議決定))。

*2 Sustainable Development Goalsの略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。

2 島根が目指す将来像

オール島根で島根創生を進めるうえでの理想を共有するため、概ね10年後の島根の目指す将来像を次のように描きます。

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、
県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根

この将来像は、次のような姿を目指すものです。

人口減少に打ち勝ち

当面の間、人口減少は続くものの、産業の活性化により所得が向上し、魅力的な仕事が増えることで、島根に残る若者、戻る若者、移ってくる若者が増える。

また、働きやすく子育てしやすい環境により、若者たちが結婚しよう、子どもを育てようという希望を持ちやすくなり、またその希望をかなえることができる。

そうして、若者と子どもが増えることで、人口減少に歯止めがかかり、まちには活気があふれている。

笑顔で暮らせる島根

中山間地域・離島においても必要な産業や生活機能が維持されており、都市部とも補完し合いながら、誰もが住み慣れた場所で住み続けることができる。

また、医療や教育などのサービス、道路や交通手段などの社会インフラが確保されており、子どもから高齢者まで、安心して暮らせる環境がある。

そうして、誰もが自分らしい人生を送ることができ、島根に生まれてよかった、島根に住んでよかった、と思いながら、笑顔で暮らしている。

この将来像を実現するために、次の3つの柱ごとに政策・施策を構築し、島根創生を進めていきます。

- 第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略
- 第2編 生活を支えるサービスの充実
- 第3編 安全安心な県土づくり

3 計画の概要

(1) 計画の性格

本計画は、島根県が目指すべき将来の姿を明らかにし、今後の施策運営の総合的・基本的な指針として、県の最上位の行政計画となるものです。

本計画では、概ね10年後を見据えながら、今後5か年（2020年度～2024年度）の目標や施策の基本的方向を示しています。

また、「第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく島根県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけられるものです。

(2) 計画の構成

島根が目指す将来像

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

将来像を実現するための3つの柱、8つの基本目標

第1編

人口減少に打ち勝つための総合戦略

I 活力ある産業をつくる



II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる



III 地域を守り、のばす



IV 島根を創る人をふやす



第2編

生活を支えるサービスの充実

V 健やかな暮らしを支える



VI 心豊かな社会をつくる



第3編

安全安心な県土づくり

VII 暮らしの基盤を支える



VIII 安全安心な暮らしを守る



4 計画推進のための手法

(1) 現場主義と県民目線

現場に出向き、県民の皆様の声をしっかり聞いて、課題を抽象的ではなく具体的に把握し、その課題を、縦割りでなく、県民目線で解決する施策を立案し、実行します。

(2) 連携と協働

住民の暮らしを守り、地域の振興に全力を尽くすという同じ立場にある市町村とも互いに協力し、連携をとって取組を進めていきます。

さらに、関係団体や県民の皆様、企業・NPO等とも幅広く協働し、総力を結集して、オール島根で様々な政策を進めます。また近県などとも、必要な連携を行っていきます。

(3) 組織の運営

様々な行政課題に的確に対応できる、最適な組織・人員配置となるよう、適時適切に見直しを行います。

そして、多くの部局にまたがる重要な課題に対しては、関係部局によるプロジェクトを立ち上げることなどにより、部局間の連携が強化できる組織運営を行います。

また、島根県庁における働き方改革の取組を進め、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進及び公務能率の向上並びに人材の確保を図るとともに、職員一人ひとりが、常に成長し、最大限の力を発揮できるよう、人材育成の取組を進めます。

(4) 財政の運営

計画を進めるための財源を捻出するために、(a)事業の目的や意義、(b)投入した予算に見合う成果、(c)効率的・効果的な手法、(d)県、市町村、民間などとの負担割合、(e)県民生活の実態に即した事業内容の5つの視点で、全ての経費を対象に、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して行います。また、あわせて、県有財産の売却などによる財源の確保、決算剰余金等を活用した財政基盤の強化を進め、島根創生を推進するための事業費の確保と健全な財政運営の両立に取り組んでいきます。

(5) 進捗の管理

事業効果を測る目安として客観的な重要業績評価指標(KPI)を設定し、企画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを通じた評価を毎年度実施します。評価結果は、県議会や外部有識者による会議で報告し、意見等を改善に活かします。

第1編(総合戦略)の施策は、別に『総合戦略アクションプラン』を策定し、毎年度柔軟に改善を図りながら推進します。

(6) 新たな視点

全国や世界の潮流を注視しながら、SDGsの理念を共有し、第5世代移動通信システム(5G)などSociety5.0の実現に向けた新技術の活用等について適宜対応していきます。

5 計画の体系

将来像	柱	基本目標	政策	施策	
人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根	第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略	I 活力ある産業をつくる	1 魅力ある農林水産業づくり	(1) 農業の振興 (2) 林業の振興 (3) 水産業の振興	
			2 力強い地域産業づくり	(1) ものづくり・IT産業の振興 (2) 観光の振興 (3) 地域資源を活かした産業の振興 (4) 成長を支える経営基盤づくり (5) 産業の高度化の推進	
			3 人材の確保・育成	(1) 多様な就業の支援 (2) 働きやすい職場づくりと人材育成	
		II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 結婚・出産・子育てへの支援	(1) 結婚への支援 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援	
		III 地域を守り、のびす	1 中山間地域・離島の暮らしの確保	(1) 小さな拠点づくり (2) 持続可能な農山漁村の確立	
			2 地域の強みを活かした圏域の発展	(1) 牽引力のある都市部の発展 (2) 世界に誇る地域資源の活用	
			3 地域の経済的自立の促進	(1) 稼げるまちづくり (2) 地域内経済の好循環の創出	
			4 地域振興を支えるインフラの整備	(1) 高速道路等の整備促進 (2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進 (3) 産業インフラの整備促進	
		IV 島根を創る人をふやす	1 島根を愛する人づくり	(1) 学校と地域の協働による人づくり (2) 地域で活躍する人づくり (3) 地域を担う人づくり	
			2 新しい人の流れづくり	(1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信 (2) 若者の県内就職の促進 (3) Uターン・Iターンの促進 (4) 関係人口の拡大	
			3 女性活躍の推進	(1) あらゆる分野での活躍推進 (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり	
		第2編 生活を支えるサービスの充実	V 健やかな暮らしを支える	1 保健・医療・介護の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 医療の確保 (3) 介護の充実
	2 地域共生社会の実現			(1) 地域福祉の推進 (2) 高齢者の活躍推進 (3) 障がい者の自立支援 (4) 子育て福祉の充実 (5) 生活支援の確保	
	VI 心豊かな社会をつくる		1 教育の充実	(1) 発達の段階に応じた教育の振興 (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進 (3) 学びを支える教育環境の整備 (4) 青少年の健全な育成の推進 (5) 高等教育の推進 (6) 社会教育の推進	
				2 スポーツ・文化芸術の振興	(1) スポーツの振興 (2) 文化芸術の振興
			3 人権の尊重と相互理解の促進	(1) 人権施策の推進 (2) 男女共同参画の推進 (3) 国際交流と多文化共生の推進	
			4 自然、文化・歴史の保全と活用	(1) 豊かな自然環境の保全と活用 (2) 文化財の保存・継承と活用	
	第3編 安全安心な県土づくり		VII 暮らしの基盤を支える	1 生活基盤の確保	(1) 道路網の整備と維持管理 (2) 地域生活交通の確保 (3) 上下水道の整備 (4) 情報インフラの整備・活用 (5) 竹島の領土権確立
				2 生活環境の保全	(1) 快適な居住環境づくり (2) 環境の保全と活用
		VIII 安全安心な暮らしを守る	1 防災対策の推進	(1) 災害に強い県土づくり (2) 危機管理体制の充実・強化 (3) 防災・減災対策の推進 (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化	
				2 安全な日常生活の確保	(1) 食の安全・生活衛生の確保 (2) 安全で安心な消費生活の確保 (3) 交通安全対策の推進 (4) 治安対策の推進

第1編

人口減少に 打ち勝つための 総合戦略

序 総合戦略の推進

1 総合戦略の理念

人口減少に歯止めをかけ、人口減少に打ち勝つ「島根創生」を実現する総合戦略については、次の3つの共通理念を基本とします。

(1) 県民の希望をかなえる

笑顔で島根に住み続けたい、島根を次の世代へ引き継ぎたい、というのが県民の皆様の願いです。その願いを実現するには、次の世代の育成が不可欠であり、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって人口を安定させる必要があります。

人口減少に歯止めをかける取組においては、県民一人ひとりの自由と多様性を尊重し、誰もが自分の希望をかなえられる環境をつくることが重要です。

どこに住むのか、どのような仕事に就くのかといった選択は、本人の希望が前提となります。そのうえで、島根を選んでもらえるよう島根の魅力を高めながら、その魅力を多くの人へ伝えていきます。

また、結婚や出産も、あくまでも個人の自由な意思に基づくものであり、個人へ義務感や負担感を抱かせるものではありません。結婚や子育てを希望する人が、安心してその希望を実現できるよう、子育てしながら働きやすい環境づくりを進めます。

(2) 県民の郷土愛と誇りを育む

島根の自然、歴史、文化は、ここにしかない、島根ならではの魅力です。

また、ここで暮らす人々の間には、お互いに支え合う温かい絆が残っています。

ここにしかない魅力と豊かな暮らしを大切に、県民の郷土愛と誇りを育むことにより、暮らしている誰にとっても居心地が良く住み続けたいと思える島根、県外へ転出した人にとってもいつか帰りたいたいと思える島根、そして、県外の人にとっても移り住みたいと思える島根をつくっていきます。

(3) 県民の人生を切れ目なく捉える

島根で生まれた子どもに、島根で暮らし、仕事や子育てをしていこうと思ってもらえるためには、県民の人生を切れ目のない視点で捉えて取組を進めていく必要があります。

そこで本戦略においては、①仕事をし、②家庭を築き、③地域で暮らし、④次世代を育む、という個人の生活に沿った取組を進めます。

まず、島根の経済を支えている第1次、第2次、第3次産業の振興を進めて活力を高め、働く場と所得を増やすことで、島根にとどまり、島根に戻る若い人を増やします。

そしてその若い人達が安心して島根で暮らし続けて、子どもを1人、2人、3人と産み育てたいと思い、その希望をかなえられる環境をつくります。

人口減少がいち早く進んできた中山間地域・離島では、生活環境を維持していくための取組が急務です。一方で、人口集積が続き牽引力のある都市部は、中核圏域として更に発展し、周辺にもその効果を波及していくことが期待されます。

産業や生活の基盤を支えるインフラの整備を進め、それぞれの地域の特性を活かしながら、共存・発展する地域づくりを進めます。

これらの実現のためには、島根に愛着と誇りを持ち、この地域の将来を支えたいと思う人たちを育み、増やすことが重要です。自分たちの生まれ育った地域の価値について子どもの頃から学ぶ活動やUターン・Iターンの支援、関係人口の拡大により、島根を支える人を増やします。

以上の理念の下に、第1編では「活力ある産業をつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「地域を守り、のばす」、「島根を創る人をふやす」の4つを基本目標として掲げ、人口減少対策に戦略的に取り組みます。

また、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、第2編「生活を支えるサービスの充実」、第3編「安全安心な県土づくり」と一体となって、島根創生を実現します。

2 総合戦略の数値目標

(1) 第1期（平成27年策定）の数値目標

平成27年10月に公表した「島根県人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン（2015）」という。）策定時の将来人口シミュレーションでは、2040年までに、合計特殊出生率2.07と社会移動の均衡を達成すると、将来的に人口が安定し、かつ、年少人口割合が増加し、生産年齢人口割合も50%以上を維持できることが分かりました。

この水準の達成を目指して、平成27年10月に「まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んできました。

人口ビジョン（2015）の目標の達成状況については、合計特殊出生率は、策定時1.66から現況値1.74に伸びており、全国でも第2位と引き続き高水準です。また、社会減も策定時は1,325人となっていたが、現況値は896人にまで縮小しています。

目 標	策定時		現況値		目標値
合計特殊出生率	2014年	1.66	2018年	1.74	(2040年 2.07)
人口の社会移動（人）	2014年	▲1,325	2019年	▲896	(2040年 ± 0)

(2) 第2期（島根創生計画）の数値目標

第1期の目標を達成すること自体も容易ではないものの、島根を次世代へ引き継ぎたいという県民の皆様の思いに応えるため、人口減少対策をさらに加速させ、人口ビジョン（2015）の目標達成時期を、それぞれ次のように前倒しすることとします。

まず、合計特殊出生率については、これまでの伸び率を勘案して、5年の前倒しを目指します。次に、社会移動の均衡については、県内産業の活性化などを通じて現在の社会減縮小の流れを安定化させることで、10年の前倒しを目指します。

出生率の大幅向上や社会減の解消を短期間で達成することは容易ではありませんが、この水準の達成を目指して人口減少対策に取り組んでいきます。

① 長期の目標

合計特殊出生率（1人の女性が産む子どもの平均数）	2035年までに2.07
人口の社会移動（県外からの転入者数－県外への転出者数）	2030年までに均衡（±0）

② 目標値

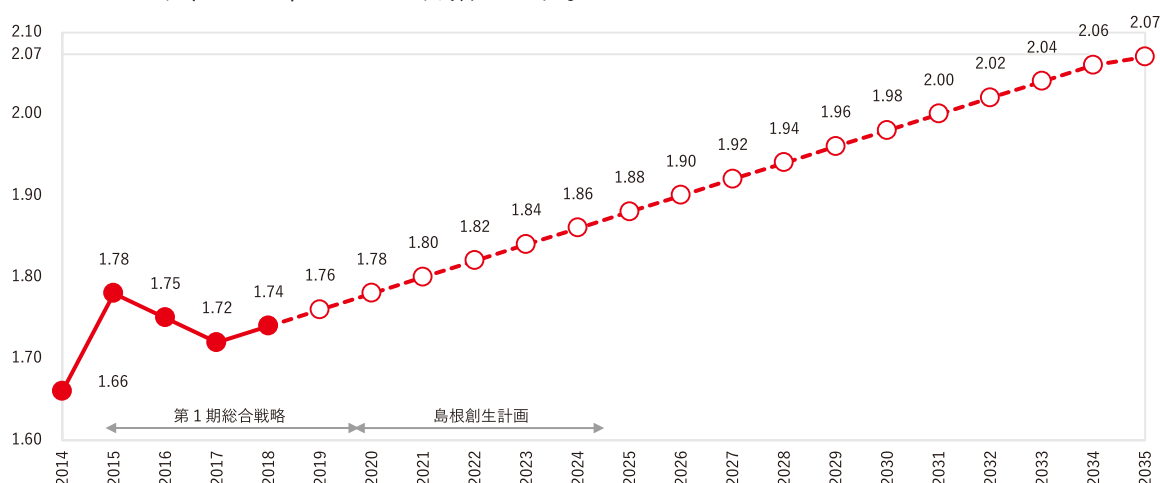
①の長期的な目標を達成するために、本戦略期間に実現すべき目標値を、次のとおり設定します。

数値目標	現況値	目標値
合計特殊出生率	直近3年平均 1.74 (2016年～2018年)	2024年 1.86
人口の社会移動	直近3年平均 ▲571人 (2017年～2019年) 〔2015年～2019年累計▲3,185人〕	2024年 ▲311人 〔2020年～2024年累計▲2,075人 (1,110人の改善)〕

③ 目標設定の考え方

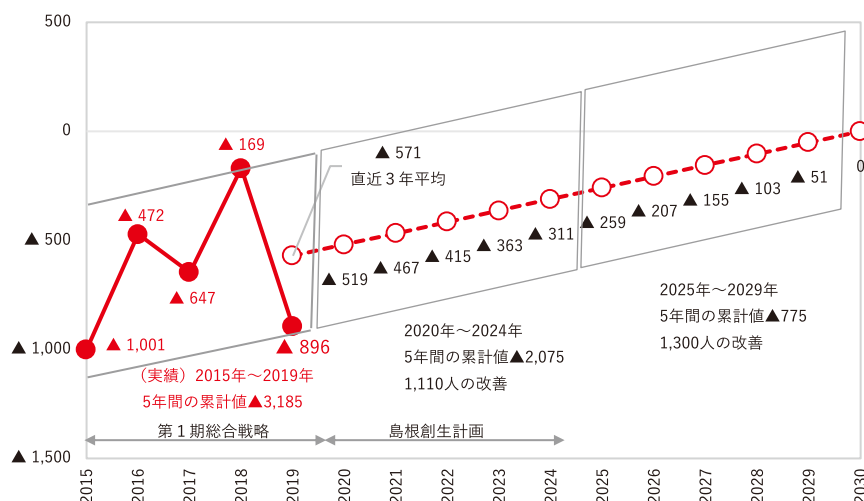
合計特殊出生率の目標

直近の実績値を踏まえた2018年(2016～2018年平均)を起点として、段階的に上昇することにより、2035年に2.07を目指します。



人口の社会移動の目標

直近の実績値を踏まえた2019年(2017～2019年平均)を起点として、段階的に社会移動の減が減少することにより、2030年に均衡(±0)を目指します。



3 島根県の将来人口の推計（島根県人口シミュレーション2020）

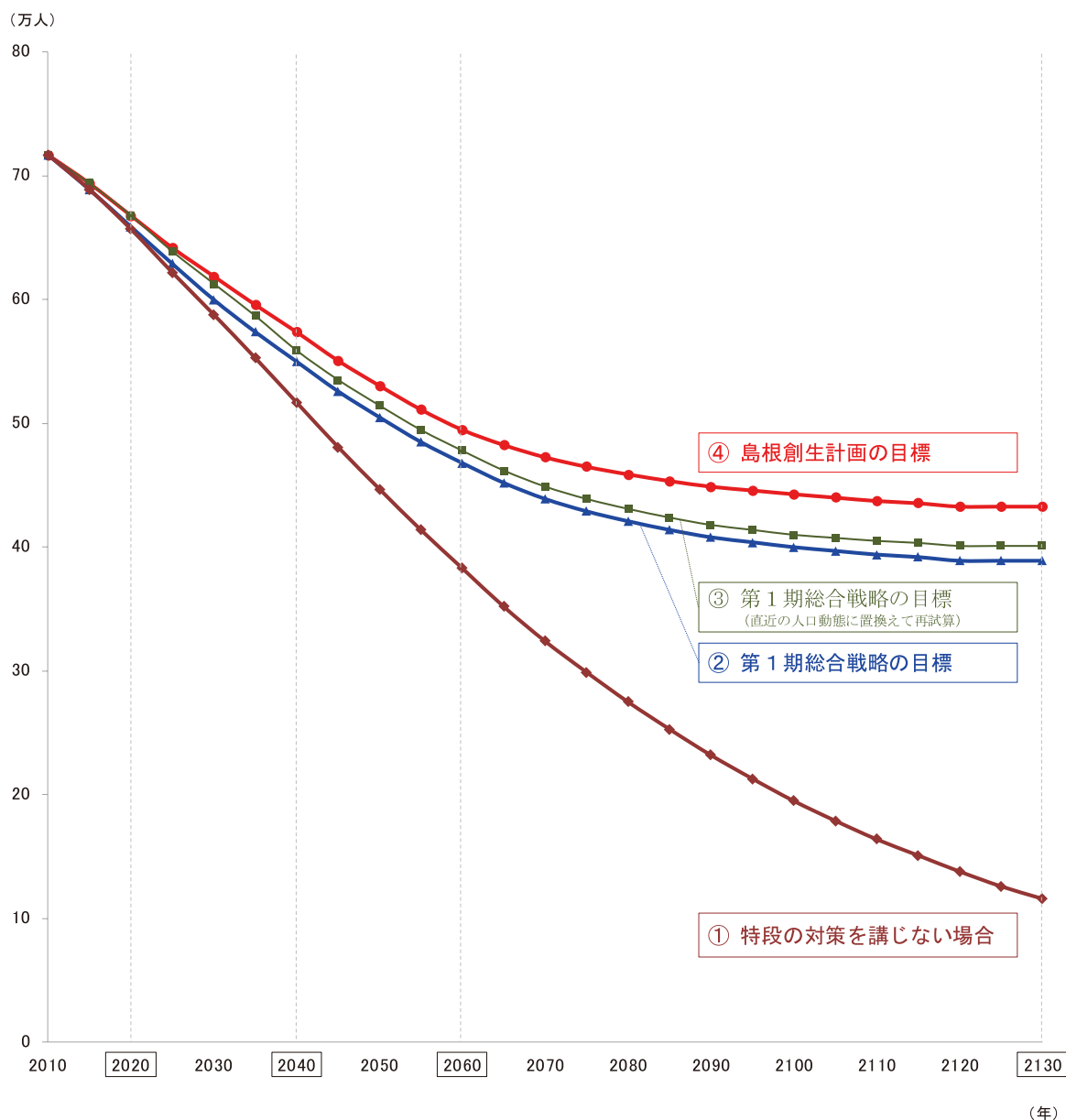
(1) 前提条件

第1期総合戦略の目標を反映した人口ビジョン（2015）策定以降の状況変化や合計特殊出生率、人口の社会移動の目標達成時期の前倒しを踏まえ、人口推計を行いました。

	自然動態	社会動態																																																												
① 特段の対策を講じない場合	合計特殊出生率（2009～2013年平均を起点）が一定で継続した場合	社会移動の減少率（2009～2013年平均を起点）が一定で継続した場合																																																												
② 第1期総合戦略の目標	合計特殊出生率（2009～2013年平均を起点）が国の長期ビジョンと同様に、2040年に2.07となった場合	社会移動の減少率（2009～2013年平均を起点）が段階的に減少し、2040年で均衡（±0）となった場合																																																												
③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）	合計特殊出生率（2009～2013年平均を起点）が国の長期ビジョンと同様に、2040年に2.07となった場合	社会移動の減少率（2017～2019年平均を起点）が段階的に減少し、2040年で均衡（±0）した場合																																																												
④ 島根県人口シミュレーション2020（島根創生計画の目標）	合計特殊出生率（2016～2018年平均を起点）が段階的に上昇し、2035年に2.07となった場合	社会移動の減少率（2017～2019年平均を起点）が段階的に減少し、2030年で均衡（±0）した場合																																																												
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ① 特段の対策を講じない場合 ▲ ② 第1期総合戦略の目標 ■ ③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算） ● ④ 島根創生計画の目標 	<table border="1"> <caption>出生率推計</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>① 特段の対策を講じない場合</th> <th>② 第1期総合戦略の目標</th> <th>③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）</th> <th>④ 島根創生計画の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020</td> <td>1.63</td> <td>1.69</td> <td>1.74</td> <td>1.78</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>1.63</td> <td>1.74</td> <td>1.80</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>2030</td> <td>1.63</td> <td>1.80</td> <td>1.88</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>2035</td> <td>1.63</td> <td>1.94</td> <td>1.98</td> <td>2.07</td> </tr> <tr> <td>2040</td> <td>1.63</td> <td>2.07</td> <td>2.07</td> <td>2.07</td> </tr> </tbody> </table>	年	① 特段の対策を講じない場合	② 第1期総合戦略の目標	③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）	④ 島根創生計画の目標	2020	1.63	1.69	1.74	1.78	2025	1.63	1.74	1.80	1.88	2030	1.63	1.80	1.88	1.98	2035	1.63	1.94	1.98	2.07	2040	1.63	2.07	2.07	2.07	<table border="1"> <caption>社会移動推計</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>① 特段の対策を講じない場合</th> <th>② 第1期総合戦略の目標</th> <th>③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）</th> <th>④ 島根創生計画の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>2030</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>2035</td> <td>400</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2040</td> <td>400</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年	① 特段の対策を講じない場合	② 第1期総合戦略の目標	③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）	④ 島根創生計画の目標	2020	400	600	600	600	2025	400	400	400	400	2030	400	200	200	200	2035	400	0	0	0	2040	400	0	0	0
年	① 特段の対策を講じない場合	② 第1期総合戦略の目標	③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）	④ 島根創生計画の目標																																																										
2020	1.63	1.69	1.74	1.78																																																										
2025	1.63	1.74	1.80	1.88																																																										
2030	1.63	1.80	1.88	1.98																																																										
2035	1.63	1.94	1.98	2.07																																																										
2040	1.63	2.07	2.07	2.07																																																										
年	① 特段の対策を講じない場合	② 第1期総合戦略の目標	③ 第1期総合戦略の目標（直近の人口動態に置換え再試算）	④ 島根創生計画の目標																																																										
2020	400	600	600	600																																																										
2025	400	400	400	400																																																										
2030	400	200	200	200																																																										
2035	400	0	0	0																																																										
2040	400	0	0	0																																																										

(2) 推計結果

ア. 2130年までの推計値



	(単位: 万人)			
	2020年	2040年	2060年	2130年
④ 島根創生計画の目標	66.8	57.4	49.5	43.3
③ 第1期総合戦略の目標 (直近の人口動態に置換えて再試算)	66.8	55.9	47.8	40.1
② 第1期総合戦略の目標	65.9	55.0	46.8	38.9
① 特段の対策を講じない場合	65.7	51.7	38.3	11.6
島根創生計画での目標の前倒し効果 ④-③	0	1.5	1.7	3.2
島根創生計画と第1期総合戦略との差 ④-②	0.9	2.4	2.7	4.4
島根創生計画と特段の対策を講じない場合との差 ④-①	1.1	5.7	11.2	31.7

イ. 島根創生計画期間中（2020～2024年）における推計値
 (④島根創生計画の目標ベース)

〔総人口〕

(単位：人)

		2019 R1 (実績)	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
総人口		673,891	668,003	662,569	657,272	652,112	647,090
	0～14歳	82,388	82,081	81,774	81,467	81,160	80,853
	15～64歳	354,531	351,193	347,855	344,517	341,179	337,841
	65歳以上	228,201	234,729	232,940	231,288	229,773	228,396
	うち75歳以上	123,459	125,463	127,467	129,471	131,475	133,479
増減の内訳	出生者数	4,812	4,672	4,584	4,493	4,399	4,302
	死亡者数	▲ 9,651	▲ 10,049	▲ 9,551	▲ 9,375	▲ 9,196	▲ 9,013
	社会増減	▲ 896	▲ 519	▲ 467	▲ 415	▲ 363	▲ 311
	計	▲ 5,735	▲ 5,896	▲ 5,434	▲ 5,297	▲ 5,160	▲ 5,022

実績：島根県人口移動調査（島根県統計調査課）
 令和元年10月1日現在（総人口は年齢不詳を含む）

〔生産年齢人口（15～64歳）、15～49歳女性人口〕

(単位：人)

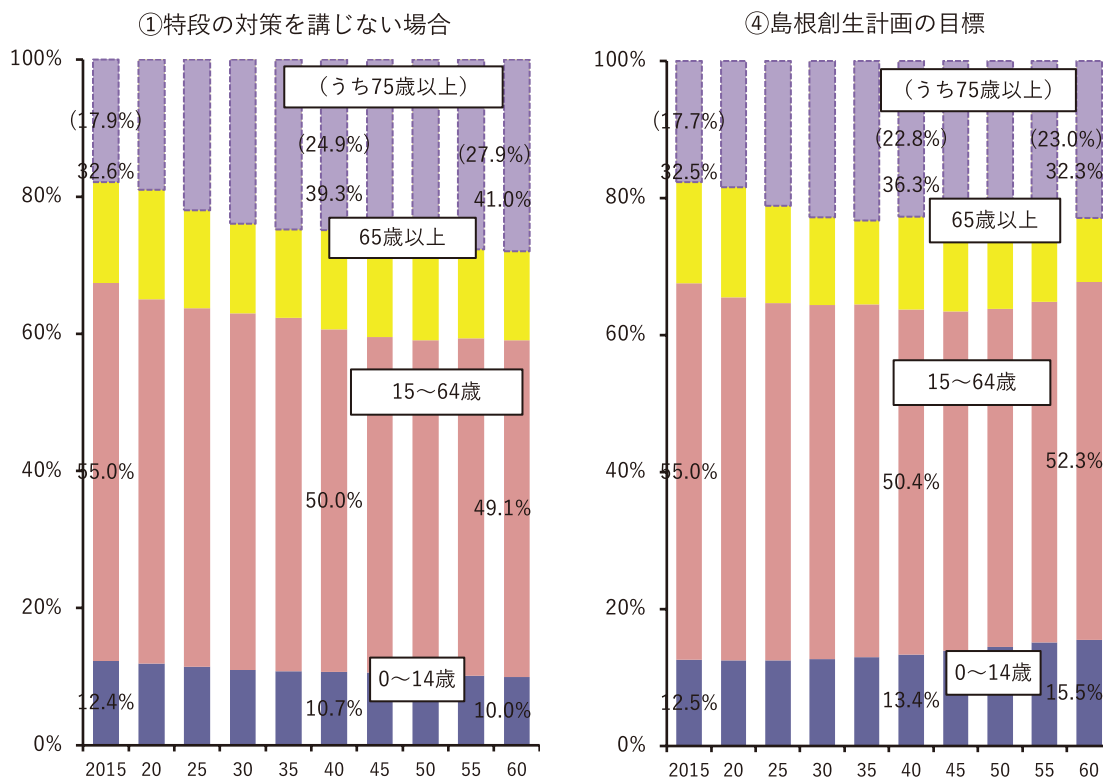
		2019 R1 (実績)	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
生産年齢人口 (15～64歳)		354,531	351,193	347,855	344,517	341,179	337,841
15～49歳女性人口		112,127	110,192	108,257	106,322	104,387	102,452
	15～19歳	15,092	14,961	14,830	14,699	14,568	14,437
	20～39歳	55,599	54,267	52,935	51,603	50,271	48,939
	40～49歳	41,436	40,964	40,492	40,020	39,548	39,076

実績：島根県人口移動調査（島根県統計調査課）
 令和元年10月1日現在

- ・生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。
 これに対し15歳未満は年少人口、65歳以上は老年人口と呼ばれている。
- ・15～49歳女性人口：合計特殊出生率や社人研の将来推計人口の算定に用いる女性人口。

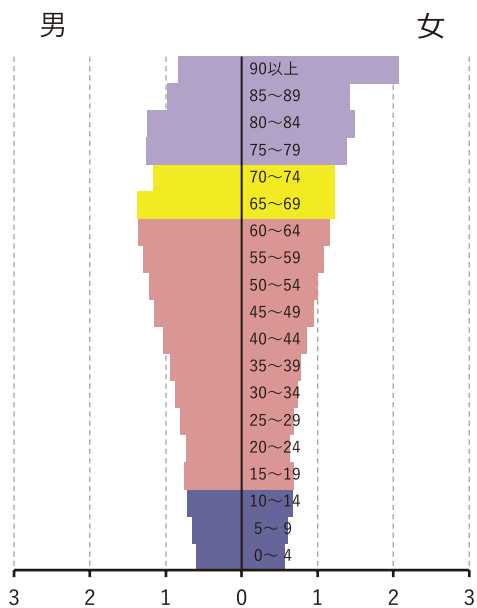
ウ. 特段の対策を講じない場合（人口ビジョン2015）と島根創生計画の目標との比較

〔年齢構成の推移〕

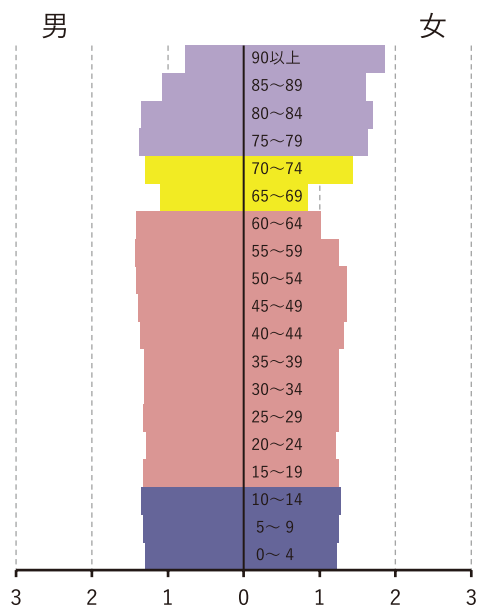


〔人口ピラミッド（2060年）〕

①特段の対策を講じない場合（38万人）



④島根創生計画の目標（50万人）



(万人)

(万人)

I 活力ある産業をつくる

島根の経済を支えている第1次、第2次、第3次産業の活力を高め、所得を引き上げ、若者の雇用を増やします。

若い世代に島根に残ってもらい、戻ってもらい、移ってもらうためには、第1次、第2次、第3次産業の振興を進めて活力を高め、所得を引き上げ、魅力ある職場を増やしていく必要があります。

県民にとって魅力のある雇用の場の維持・創出や、質の向上に向けて、それぞれの産業の特性や、強みを活かしていくことが求められます。

島根の強みである豊かな自然、地域産業の集積、観光資源などを活かして県内産業の競争力を強化しながら、働きやすい環境の整備に努め、人材の確保と育成、定着を図ります。

取り組む政策・施策

- 1 魅力ある農林水産業づくり
 - (1) 農業の振興……………17
 - (2) 林業の振興……………18
 - (3) 水産業の振興……………19
- 2 力強い地域産業づくり
 - (1) ものづくり・IT産業の振興……………20
 - (2) 観光の振興……………21
 - (3) 地域資源を活かした産業の振興……………22
 - (4) 成長を支える経営基盤づくり……………23
 - (5) 産業の高度化の推進……………24
- 3 人材の確保・育成
 - (1) 多様な就業の支援……………25
 - (2) 働きやすい職場づくりと人材育成……………26



1 魅力ある農林水産業づくり

(1) 農業の振興

水田園芸をはじめとする農業の生産性・収益性の向上や、地域の特性を活かした特色ある生産を推進し、意欲のある担い手が農業に取り組みやすい環境を整えます。

【現状と課題】

島根県の農業産出額は、1,039億円を記録した昭和59年をピークに減少に転じ、近年はピーク時の6割前後で推移しています。同じ期間に全国の農業産出額の減少が約2割に留まっていることを考慮しても、農業生産の縮小傾向が顕著です。

これまでの島根県の農業は、気象や土壌等の条件が適していることもあって長年コメづくりを主体としてきましたが、コメの消費減少や価格低迷が続く中で、農業全体の活力が低下し、新たな担い手も十分に確保できないという状況が続いてきました。

このような停滞を打開し、持続可能で活力ある農業・農村を実現するため、農業者をはじめ地域が一体となって、意欲ある担い手が創意工夫を凝らし発展性のある農業経営を展開できるような環境を整えることが重要です。

【取組の方向】

① 収益性の高い農業への転換

水田園芸の取組を県全体で強力で推進します。

県内の農地の大部分を占める水田の収益性を高めるとともに、「作ったものを売る」ではなく「売れるものをつくる」というマーケットインの発想を基本に、水田以外での作物や畜産の既存産地の再生・拡大を図ります。

② 島根の強みを活かした特色ある生産と販売の促進

美味しまね認証・GAP(農業生産工程管理)の普及と、有機農業の拡大を進めます。また、地域ごとにその資源や強みを活かした特色ある生産と販売を展開します。

③ 地域を支える中核的な担い手の確保

地域の中核となる担い手の確保に向け、農林大学校の機能の拡充、新規就農者に対する支援の充実、経営発展に向けたサポートの強化を図ります。

また、地域の農業者を巻き込んで新たな産地の核となる企業的経営体の誘致や、地域の農業を維持・発展させる集落営農の取組を促進します。

(2) 林業の振興

森林経営の収益力を向上させ、林業就業者を安定的に確保・育成することで、利用期を迎えた森林の主伐を促進し、循環型林業の定着・拡大を図ります。

【現状と課題】

島根県は、県土面積の78%を森林が占める森林率全国第4位の森林県です。中山間地域・離島に雇用の場を創出し、県内で大きな付加価値を生み出す重要な産業の一つとして、また、県土を保全するという森林の機能を十分発揮するため、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着と更なる拡大を図る必要があります。

一方、長年、木材価格が低迷を続けていることもあって一般的な森林経営は赤字となっています。循環型林業の定着・拡大には、原木生産と再生林の低コスト化を図るとともに、近年、原木生産が拡大しているにもかかわらず、最も高い価格で取引される製材用原木の県内製材業における需要が伸びていないというアンバランスを解消し、森林経営の収益力を向上させ、森林所有者の経営意欲を高めることが不可欠です。

また、林業の拡大を支える林業就業者の確保も大きな課題であり、林業事業体における就労環境等の改善も進めながら、将来の林業を支える担い手の確保と育成を強化する必要があります。

【取組の方向】

① 森林経営の収益力向上

原木生産と再生林の徹底した低コスト化と、原木需給のアンバランスを解消する製材工場の新設や既存工場の規模拡大の促進などを通じた製材力の強化に取り組めます。

また、新たな森林管理システムを積極的に活用し、適切に経営管理されている森林を拡大します。

② 林業就業者の確保

農林大学校の教育内容を充実するとともに、定員を増加します。

また、林業事業体自らが労働条件や就労環境の改善、新規就業者の育成に積極的に取り組むための環境整備を進めます。

(3) 水産業の振興

安定的な資源管理の推進や新たなビジネスモデルの確立等により、企業的経営体の収益性向上による経営強化と、沿岸漁業の就業者確保・活力再生を図ります。

【現状と課題】

島根県の沖合には、多種多様な魚介類が生息する隠岐諸島や広大な陸棚が広がり、黒潮から分かれた対馬暖流が北東に向かって流れ、好漁場を形成しています。

ここでは、まき網をはじめとする企業的漁業が生産の8割強を占めていますが、燃油価格の高騰や魚価の低迷により厳しい経営環境が続いたため、安定的な漁業経営に不可欠な漁船の更新が停滞しており、経営強化に向けた対策が必要です。

一方、沿岸で採介藻、釣り等を主に個人で行う自営漁業は、企業的漁業ほど大きくありませんが、漁村を支える重要な産業で、県内の漁業就業者の約6割が従事しています。

沿岸の自営漁業は、経営が安定するまでの技術習得に時間がかかることなどで新規参入が敬遠されており、安定した就業者確保に向けた仕組みづくりや環境整備が必要です。

【取組の方向】

① 企業的漁業経営体の経営強化

的確な資源管理を図りつつ、生産性の向上につながる高性能漁船の導入、水産物の付加価値向上に向けた取組を推進します。

② 沿岸漁業・漁村の活性化

新規就業者に対する研修を充実させるとともに、更なる技術のレベルアップや地域資源を活用したビジネス創出などの所得向上につながる取組を支援し、沿岸の自営漁業者が安定した経営を実現できる環境を整えます。

③ 特色ある内水面漁業の展開

宍道湖に代表される全国有数の汽水域、高津川や江の川などの河川域で育まれる豊かで多様な水産資源の維持・回復を図りつつ、販売力を強化します。

2 力強い地域産業づくり

(1) ものづくり・IT産業の振興

技術革新やグローバル化等の環境変化に対応可能な競争力強化や、県内企業間の連携促進などにより、地域の特性を活かしたものづくり・IT産業の発展を目指します。

【現状と課題】

県内経済が発展するためには、県外からの外貨を獲得できる産業の振興が必要であり、その観点から特に、経済効果が大きく、成長産業であるものづくり産業とソフト系IT産業の支援が重要です。

島根のものづくり産業は、自動車や電気・電子部品などに関連した多様な業種が県内に幅広く立地するとともに、東部には特殊鋼や農業機械、鋳物などが、西部には窯業や水産加工、木材製品などが集積し、地域の主要産業となっています。

しかし、国内のものづくり産業は、人口減少に伴う国内市場の縮小や働き手の不足、グローバル競争の激化などの厳しい経営環境にあります。そうした環境の変化に対応できるよう、県内企業の付加価値向上・競争力強化、県内ものづくり産業の基盤強化が必要です。

ソフト系IT産業は、地方にあっても発展が望める産業であり、県内では、プログラミング言語「Ruby」をはじめとするオープンソースソフトウェアを活かしたシステム開発やビジネス拡大・創出の動きがあります。

しかし、全国的にIT人材の獲得競争は激化しており、採用ニーズは更に高まっているほか、近年売上の伸びが鈍化しています。IT人材の育成・確保や、収益性の高い業態への転換が必要です。

【取組の方向】

① ものづくり産業の振興

経営環境の変化や市場ニーズを的確に捉え、自社の経営戦略を構築し、新分野への進出や海外展開などの新たな挑戦をする企業に対して支援を行います。

企業間連携や産学官連携などにより、県内企業の技術力・競争力の強化や、成長する産業・市場への進出や新事業の展開への支援、また地域経済を牽引する集積産業の振興を図ります。

特に、島根の強みである特殊鋼などの金属素材の分野においては、研究開発の強化と高度専門人材の育成を通じて、先端金属素材のグローバル拠点の創出と県内における航空機、モーター産業の拡大を目指します。

② ソフト系IT産業の振興

将来を担うIT人材を段階的に育成し県内就職へ結びつけるとともに、県外IT人材の県内転職を促進し、人材確保を図ります。

また、県内IT企業を対象に事業アイデアを想起する機会や高度技術を習得する機会を提供し、付加価値の高い業務の受注や新サービス・製品の開発など、収益性の高い業態への転換を支援します。

(2) 観光の振興

しまねの魅力を最大限に活かした観光地域づくりと積極的な情報発信により、国内外からの観光客の増加を通じて、観光産業の活性化を促進します。

【現状と課題】

平成25年の出雲大社「平成の大遷宮」を契機に観光客が増加し、それ以前と比べて現在もなお高い水準が続いています。本県において観光は主要な産業のひとつとして今後も大きな成長が期待できます。

島根独自の豊かな自然と歴史・文化などを活かしたテーマ性のある観光商品の創出、訪れた観光客に楽しんでいただくための地域の魅力づくりをすすめ、国内外に発信していくことが必要です。

また、島根を訪れる外国人観光客数は、近年増加しているものの、県内には海外からの直接的なゲートウェイがないことなどから、全国に比べると低い水準となっています。今後、訪日外国人はさらに増加が見込まれるため、多くの外国人観光客に島根に来ていただくための効果的な情報発信、誘客活動、受入環境の整備などの早急な対策が必要です。

【取組の方向】

① 地域資源を活用した魅力ある観光地域づくり

国宝の出雲大社・松江城、世界遺産の石見銀山、隠岐ユネスコ世界ジオパーク、日本遺産や大山隠岐国立公園などの豊かな自然や歴史・文化など、島根の魅力ある資源を活かしながら、地域や民間事業者が主体となって行う地域資源の磨き上げや観光商品の造成、観光客のおもてなしの取組を支援し、観光地域づくりを推進します。

② 美肌観光の推進

これまでの“ご縁の国”のイメージに加え、新たに“美肌県しまね”をキーワードに、温泉や食などを素材とした観光地域づくりや、イメージ定着のための情報発信を推進します。

③ 島根に行きたくなる観光情報の発信

素材やターゲットに応じたプロモーションを展開し、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、SNSなどのメディア活用や県内ロケの誘致など多様な手法による情報発信を行うことにより、島根の魅力を国内外に向け戦略的に発信します。

④ ターゲット国を中心とした外国人誘客の推進

国際航空路線の誘致による、海外からの直接的なゲートウェイの開設をはじめとして、ターゲットとする国や地域に応じた海外プロモーション活動の強化や外国人の来県ルートに応じたゲートウェイ別の対策、多言語化対応など外国人の利便性向上を図る受入環境の整備などにより、外国人観光客の誘客を推進します。

(3) 地域資源を活かした産業の振興

しまねの有する豊かな自然や文化を活用した食品産業や伝統工芸などの競争力を強化し、地域に根ざした産業づくりを進めます。

【現状と課題】

食品・飲料製造業は県内全市町村に立地し、第1次産業から第3次産業までが関わることから経済波及効果や雇用創出効果が大きい重要な産業です。

伝統工芸の分野においてはデザイン性やストーリー性等により注目を浴び、独自に販路を開拓することで売上を確保している事業者もあります。

しかし、食品・飲料製造業は、小規模事業者が多く、単独での経営基盤強化や販路の確保・拡充などといった経営課題解決への取組が難しい状況にあり、また、伝統工芸の分野では、生活様式や価値観の変化により、工芸品の魅力が伝わりにくくなることなどによる販売額の減少や、後継者の確保などが課題となっています。

このため、食品産業や伝統工芸の事業者においては、付加価値の高い商品づくり、県内外での販路拡大や後継者確保のため、経営基盤や情報発信などを強化する対策が必要です。

また、海外への販路拡大を進めるためには、相手国の輸出入規制や市場ニーズ等を把握したうえで、事業者間連携や県産品の認知度向上など、効果的な戦略を持って海外展開に取り組めるようきめ細かな支援が必要です。

【取組の方向】

① 食品産業の振興

食品製造事業者の人材育成や経営基盤強化に向けて、それぞれに抱える経営課題に合わせた段階的な支援メニューや、事業者に寄り添った支援体制を構築して、食品製造業を核とした、第1次産業から第3次産業まで波及する地域での経済循環の仕組みづくりを推進します。

② 伝統工芸の振興

幅広く消費者等に対ししまねの工芸品の魅力が伝わるよう情報発信を強化するとともに、消費者ニーズの変化などにも対応できるよう後継者の確保や育成を図るなど、伝統工芸の振興を推進します。

③ 海外への販路拡大

貿易に係る支援体制の強化、事業者間の連携促進に向けた支援、県産品の認知度向上の取組などにより、県内企業の海外への事業展開や県産品の海外販路拡大を進めます。

(4) 成長を支える経営基盤づくり

中小企業・小規模企業の経営革新や事業承継などの持続的発展と新たなチャレンジなどを支える経営基盤の強化を通じて、地域産業の成長を促進します。

【現状と課題】

県内企業のほとんどを占めている中小企業・小規模企業は、信用力・担保力に不安を抱えやすく、景気変動や突発的な災害等による影響を受けやすい状況にあります。

中小企業・小規模企業が経営を継続していくためには、経済環境の変化に対応する経営改善や事業の見直し、円滑な資金調達、生産性向上、新分野進出などの取組により、経営基盤を強化していかなければなりません。

島根県は、経営者の高齢化が進み、後継者の不在率が高いため、自分の代で廃業を考えている経営者も多く、このままでは休廃業が増加し、長年にわたり蓄積された経営資源が引き継がれず、地域の雇用の場を喪失することにつながります。地域経済が維持・発展し、地域産業を成長させていくためには、円滑な事業承継と、新たに会社を起こし、新たなビジネスに取り組む起業を促すことが必要です。

また、人口の減少と郊外型の大型店舗等への顧客の流出が進む中、中小小売業の新規出店や買い物不便地域での商業機能の維持への支援と併せて、新たに県外市場の獲得を目指す取組に対する支援も必要となってきています。

行政、商工団体、金融機関等が連携を図り、中小企業・小規模企業に寄り添った支援ができる体制を維持・強化していくことが必要です。

【取組の方向】

① 経営力の強化

商工団体等との連携によるきめ細かな経営支援体制を確保し、中小企業・小規模企業が行う経営改善、経営革新、新分野進出など、経営力の強化の取組を支援します。

信用力・担保力の不足する中小企業・小規模企業に対して、金融機関と協調し、信用保証制度を活用するなど、円滑な資金調達を支援します。

② 円滑な事業承継の促進

市町村や商工団体など関係支援機関と連携した支援体制を整備し、支援の対象となる事業者の把握から、相談対応、承継計画の策定、フォローアップまでを総合的に支援します。

中小企業・小規模企業の事業承継を契機とした新たな事業展開や、後継者の確保などを支援します。

③ 新事業・新分野への支援

中小企業・小規模企業の商業機能の維持・向上等に資する取組を支援します。また、地域経済の維持・拡大のため、起業意欲を喚起し、新たなビジネス創出や、新事業・新分野の進出に取り組む中小企業・小規模企業を支援します。

新たに、商業・サービス業の県外市場の獲得に向けた事業展開の取組を支援します。

(5) 産業の高度化の推進

県内企業の再投資や県外企業の新規立地を促すことにより、県内産業の高度化と雇用の場の創出を目指します。

【現状と課題】

長年にわたって県内の産業や雇用を支えている県内企業が行う再投資をはじめとした、ものづくり産業やIT企業による企業立地は、経済への波及効果が大きく、県内産業の製品・サービスにおける開発力・技術力、経営力を向上させ、県内産業の高度化と雇用の場の創出につながります。

近年、地元企業の事業拡大や県外から立地した企業の増設に伴う県内企業の再投資は着実に進んでおり、県外からの新規立地も進んでいます。

しかしながら、これら県内企業の再投資や県外企業の新規立地は、県東部の都市部に偏在しており、県西部や中山間地域・離島の割合が低いという課題があります。さらに、県外企業の新規立地では、全国的には自治体間の誘致競争が続いています。

今後、企業立地を進めるためには、高速道路、空港・港湾、工業団地などのインフラ、特殊鋼産業などの産業集積、島根大学などの教育研究機関、真面目で勤勉な県民性など、地域の特性や資源を最大限活用した誘致活動が必要です。

また、近年、有効求人倍率が高く、企業にとっては労働力の確保が経営上の課題となっていますが、事務系の業種のように、求職者数が求人数を大きく上回っている業種があり、こうした業種の誘致・拡大に向けた対応も必要です。

【取組の方向】

① 県内企業の再投資の推進

地元企業や県外から立地した企業の再投資について、県内産業の競争力の強化に向けて支援します。

特に長年にわたって県内の産業や雇用を支えている地元企業に対しては、要件の緩和等を行い、更に支援を強化します。

② 県外企業の新規立地の推進

県外からの新規立地は、地域経済を牽引する企業を生み出す重要な取組であり、地域特性や資源を活用した誘致活動、立地環境の整備等により、今後も重点的に推進します。

③ 中山間地域等への企業立地の推進

企業立地による経済効果や雇用創出効果が県全体に波及するよう、中山間地域等に特化した優遇制度、県と市町村による共同工業団地の整備、所有する遊休施設を貸オフィス等として整備する市町村への支援等により、中山間地域等への企業立地を推進します。

中山間地域等で需要が高いIT関連などの事務系業種の誘致については、関係市町村と連携して取り組みます。

3 人材の確保・育成

(1) 多様な就業の支援

若者、女性、高齢者、障がい者などへの魅力ある情報発信や就業機会の提供などにより、それぞれの能力や経験などを活かせる県内就業を促進します。

【現状と課題】

生産年齢人口が減少傾向にある中、有効求人倍率は全国平均を上回る水準で推移しており、県内企業等では人材を確保することが経営上の重要な課題となっています。

県内企業等が求める人材の確保には、若者をはじめとする県内外の幅広い人材に県内就職を選択してもらうことが必要です。

そのためには、働きやすく、習得した知識・技術を活かし、さらにその能力を高めていける、魅力ある職場が島根にあることを理解してもらうことが重要です。

こうしたことから、高校生や県内外に進学した学生をはじめとする若者に、島根で働く魅力や意義について考え、県内企業等への就職意識を高めてもらうための情報や機会をきめ細かに提供していくことが大切です。

また、女性、高齢者、障がい者など多様な人材が個々の能力を發揮できるよう、一人ひとりの事情に応じた多様で柔軟な働き方が選択できる職場を増やし、本人の希望に応じた就労を促進していくことが必要です。

さらに、大都市圏をはじめとする県外から即戦力となる人材を確保することにも目を向けることが必要です。

【取組の方向】

① 若者の県内就職の促進

高校生や県内外に進学した学生に、県内企業等やそこで働く人に触れる機会などをふるさと島根定住財団等と連携して提供し、島根で働く魅力を伝え、県内就職を促進します。

② 多様な人材の活躍促進

女性、高齢者、障がい者などが、それぞれの個性や多様性を尊重され経験や能力を活かし、県内企業等で活躍できるようきめ細かな支援を行います。

外国人を雇用する事業者等に対して、適正な雇用を推進するための取組を支援します。

(2) 働きやすい職場づくりと人材育成

職場環境の改善と、知識や技術の習得・向上の機会提供などにより、誰もが生き生きと働き続けられる活力ある職場づくりを県内に広げます。

【現状と課題】

県内に就職した高校や大学等の新規卒業者が3年以内に離職する割合は、高い水準で推移しています。

こうした若者等の離職を防止し、島根の産業を担う人材として育成するためには、生活と仕事が両立できる誰もが働きやすい職場づくり、一人ひとりの持つ知識や技術等を高めることができる人材育成の体制や環境づくりを進めることが重要です。

経営者や管理職は、働きやすく魅力ある職場づくりに積極的に取り組み、社員のやる気を引き出し、人材育成を進めることが必要です。さらに、年次有給休暇の確実な取得や時間外労働の削減など働き方改革への対応が求められています。

しかし、企業等の中にはそのための対応が十分ではない、人材育成等の時間が確保できないなどの課題を抱えるところもあります。

また、地域産業が求める人材を育成するためには知識・技術・技能を持つ人材を養成することや、十分な能力開発の機会がなかった人達に対する学び直しの機会を提供することも必要です。

さらに、連綿と受け継がれてきた島根に息づく伝統技能や優れた熟練の技を継承する人材の育成と、そのような技能を尊重する気運の醸成などにも取り組むことが必要です。

【取組の方向】

① 魅力ある職場環境の整備

働く人の視点に立った魅力ある職場づくりに向けた企業等の取組に対する支援等を通して、多様な人材が能力を十分に発揮し、子育てなどと両立しながら働き続けることができる職場環境の整備を進めます。

② 在職者のスキルアップ等支援

企業等の競争力強化等につながる先進的な知識・技術・技能の習得など、在職者等のスキルアップに取り組みます。

③ 地域産業が必要とする人材の育成

地域産業で求められる知識・技術・技能などを有する人材を高等技術校のほか、民間教育機関や企業等との連携により育成します。



II

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い人達が安心して島根で暮らし続けて、子どもを1人、2人、3人と産み育てたいと思うことができ、その希望をかなえるための子育て支援の充実や、働きやすい環境の整備をします。

島根県の合計特殊出生率は、全国的には高い水準を維持していますが、それでもなお人口を維持できる水準にはありません。

また、若い世代の結婚したい、子どもを持ちたいという希望と、実際の婚姻、出生の状況には乖離があります。

一方、島根県には、多世代同居の割合が高く、待機児童率も低いことなどを背景に、育児をしている女性の有業率が高く、子育てしながら働きやすい環境があります。

このような強みを活かしながら、若い世代の結婚したい、子どもを育てたいという希望をかなえるため、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目ないきめ細かな支援や、子育てと仕事の両立支援など、官民一体となった支援体制づくりを進めます。

取り組む政策・施策

1 結婚・出産・子育てへの支援

- (1) 結婚への支援.....29
- (2) 妊娠・出産・子育てへの支援.....30



1 結婚・出産・子育てへの支援

(1) 結婚への支援

結婚や家庭についての若い世代の理解と関心を高めるとともに、多様な出会いの場を増やすことで結婚を望む男女の希望をかなえます。

【現状と課題】

島根県における平均初婚年齢は、男性が30歳、女性が29歳を超えており、晩婚化が進んでいます。

島根県の実施したアンケートでは、独身の方のうち「結婚するつもりはない」と回答した独身男女は、9.4%と少なく、結婚を望むものの独身でいる方の結婚しない理由としては、「適当な相手にまだ巡り会わない」との回答が44.8%と最も高くなっています。

若い世代の意識の変化や、地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいの希薄化などにより、出会いの場が減少していることが、その要因と考えられます。

地域や家庭において、結婚への関心を高め、後押しする機運を醸成しながら、行政やボランティア、企業などが連携し、多様な出会いの場を創出する必要があります。

【取組の方向】

① 市町村における結婚支援への取組の強化

結婚を望む県民だれもが、結婚支援サービスを気軽に活用できるよう、全市町村において相談・支援体制を確保し、これまで県やしまね縁結びサポートセンターが取り組んできた結婚支援サービスの全県展開を目指します。

② 相談・マッチング機能の充実

しまね縁結びサポートセンターにおいて、縁結びボランティア「はぴこ」の活動支援やコンピュータマッチングシステム「しまこ」の利用拡大、他の民間事業者が実施する結婚支援事業の活用・連携を進めることなどにより、相談・マッチング機能を充実します。

③ 啓発活動・情報発信の充実

将来家庭を持つことに対するイメージを十分に持てなかったり、結婚・妊娠・出産・子育てについて知る機会の少ない子どもや若者に向け、必要な知識を得たり、人生設計について考えるための講座などを実施し、学校教育などと連携して、結婚や家庭についての理解や関心を高めます。

また、結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。

(2) 妊娠・出産・子育てへの支援

妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を充実します。

【現状と課題】

妊娠、出産、子育ては、若い世代にとって、大きな喜びであります。一方で、子どもが生まれる前も後も不安や悩みは尽きません。

特に都市部を中心に、核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から支援や協力を得ることも難しくなっている状況です。

社会情勢が変化している現代にあっては、子育て世代の負担や不安、孤立感を軽減し、子どもを産み育てたいと望む夫婦の希望をかなえ、安心して出産・子育てでき、「もう一人育てたい」と思えるような環境を整えていくことが必要です。

例えば、出産前後に適切な支援が受けられるだろうか、子育て中にはいろいろなことに費用が必要になり負担が大きいの、育児休業明けに円滑に保育所に入ることができるのだろうか、など子育てに関する不安を抱える方に寄り添った様々な支援をしていかなければなりません。

特に、育児をしながら働く女性が多い本県では、子育てと仕事の両立を図ることが急務であり、中でも、利用希望者が増加傾向にある小学生向けの放課後児童クラブの充実は、とても重要です。

次の世代が健やかに育っていくためには、妊娠・出産・子育てを当事者だけの問題にするのではなく、地域や社会が寄り添い、地域ぐるみで切れ目なく支えていく必要があります。

【取組の方向】

① 切れ目ない相談・支援体制づくり

県内全域において妊娠・出産・子育てに関する相談・支援を行うため、全市町村に総合相談窓口を設置し、妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制をつくります。

また、地域の実情に応じて結婚・出産・子育てをトータルで支援する市町村の取組を支援します。

② 妊娠期・産前産後での支援の充実

子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠期から産前産後を過ごせるようにするため、周産期・小児の医療提供体制を整備するとともに、市町村と連携した妊娠期や産後早期からの家事・育児支援や母親の心の健康支援など、妊産婦の産前・産後のケアを拡充します。

また、不妊に悩む夫婦への支援を拡充します。

③ 子育ての経済的負担の軽減

子育て世帯などの経済的負担を軽減するため、子どもの医療費への助成を拡充します。

また、保育に係る経済的負担を軽減する取組を進めます。

④ 保育環境の充実・幼児教育の推進

保育の「量の拡充」や「質の向上」に向けて、市町村と連携し、待機児童を解消するための受入先の確保、病児・病後児保育を促進するための体制整備支援、中山間地域・離島の保育環境維持のための小規模保育所等への運営支援、全県的な保育士不足に対応するための保育士の確保・定着支援、保育人材がいきいきと働く環境を確保するための保育所等の労働環境改善などに取り組みます。

また、就学前の子どもが質の高い幼児教育を受けられるよう、島根県幼児教育センターを中心とした幼児教育推進体制を整備するとともに、幼児教育振興プログラムを活用した研修など、幼児教育に携わる人材の資質向上を図る取組を推進します。

⑤ 放課後児童クラブの充実

学校外において安心して子どもを預けられるよう、放課後児童クラブの利用時間延長や待機児童解消等に向けた支援を拡充し、さらに充実した学童保育を実施する環境を整備します。

⑥ 子ども・子育て支援の充実

子どもの育ちや子育てを社会全体で支える地域づくりを進めるため、行政と企業・NPOなど民間団体が連携して、外出や買い物などの生活支援、多世代同居・近居や多子世帯への配慮、仕事と子育てを両立できる環境づくりなどの取組を推進します。

また、県全体で子育て応援する機運を醸成するため、「こっころ」を合言葉とした統一イメージで、子育て世帯には「こっころパスポート」を発行して協賛店の各種サービスを提供したり、子育て支援に積極的な企業は「こっころカンパニー」として認定するなどの取組を進めます。

⑦ 啓発活動・情報発信の充実

将来家庭を持つことに対するイメージを十分に持てなかったり、結婚・妊娠・出産・子育てについて知る機会の少ない子どもや若者に向け、必要な知識を得たり、人生設計について考えるための講座などを実施し、学校教育などと連携して、結婚や家庭についての理解や関心を高めます。

また、結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。

⑧ 特別な支援が必要な子と親への支援の充実

長期療養や在宅で医療的ケアが必要な子どもへの対応や発達障がい、児童虐待、貧困世帯など特別な支援が必要な子どもと親への支援を充実します。

⑨ 安心して子育てや介護ができる環境づくり

子育てや介護をしながら安心して働き続けられる環境づくりを進めるため、事業者向けの支援を充実します。

男性の家事・育児・介護等への参加を促進するため、男性に対する意識啓発やセミナー等を充実します。

また、ワーク・ライフ・バランス等をテーマとしたセミナーの開催などによる若者に対する意識啓発を進めます。

III 地域を守り、 のばす

人口減少がいち早く進んできた中山間地域・離島と人口が集積した都市部が、共存・連携して共に発展する地域づくりを進めるとともに、それを支える社会基盤を整備します。

中山間地域や離島では、高齢化や人口減少が進む中、地域を支える人材の不足や、日常生活に必要な機能・サービスの低下が深刻化しており、住民主体による持続可能な地域運営の仕組みづくりが求められています。

他方、宍道湖・中海圏域などの都市部においては、それぞれの周辺部を含めた地域の中核として発展し、県勢発展の牽引役となることが期待されています。

県民生活の利便性を確保し、産業や観光の振興を促す基盤となるインフラを整え、また、それらを有効に活用しつつ、各地域が持つ強みや特性を活かした経済的自立を図ることで、地域が維持・活性化し、将来に明るい展望を持つことのできる社会を実現します。

取り組む政策・施策

- 1 中山間地域・離島の暮らしの確保
 - (1) 小さな拠点づくり…………… 33
 - (2) 持続可能な農山漁村の確立…………… 35
- 2 地域の強みを活かした圏域の発展
 - (1) 牽引力のある都市部の発展…………… 36
 - (2) 世界に誇る地域資源の活用…………… 37
- 3 地域の経済的自立の促進
 - (1) 稼げるまちづくり…………… 38
 - (2) 地域内経済の好循環の創出…………… 39
- 4 地域振興を支えるインフラの整備
 - (1) 高速道路等の整備促進…………… 40
 - (2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進…………… 41
 - (3) 産業インフラの整備促進…………… 42



1 中山間地域・離島の暮らしの確保

(1) 小さな拠点づくり

中山間地域・離島の暮らしを支える地域運営の仕組づくり（小さな拠点づくり）を進め、将来に明るい展望をもてる暮らしを確保します。

【現状と課題】

県内の中山間地域・離島では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えています。

このため、公民館エリアを基本単位として住民の合意形成を図り、買い物や交通など住民生活に必要な機能・サービスの確保に取り組む「小さな拠点づくり」が進んでおり、県と市町村が連携し、この動きをさらに進め、課題解決に向けた実践活動を充実させていく必要があります。

公民館エリアを人口規模別にみると、2,000人程度の人口がある場合、日常生活に必要な機能・サービスは概ね維持されていますが、人口規模が小さくなるにつれて、その確保は難しい状況となっています。

そのため、今後は、人口規模が小さく生活機能の確保が困難な場合には、エリア外の機能・サービスの利用も視野に入れた、複数エリアの連携による取組を進めていく必要があります。

【取組の方向】

① 地域住民による合意形成への支援

地域住民が知恵を出し合い、計画をつくって、できることから少しずつ取り組んでいけるよう、市町村や地域をサポートします。

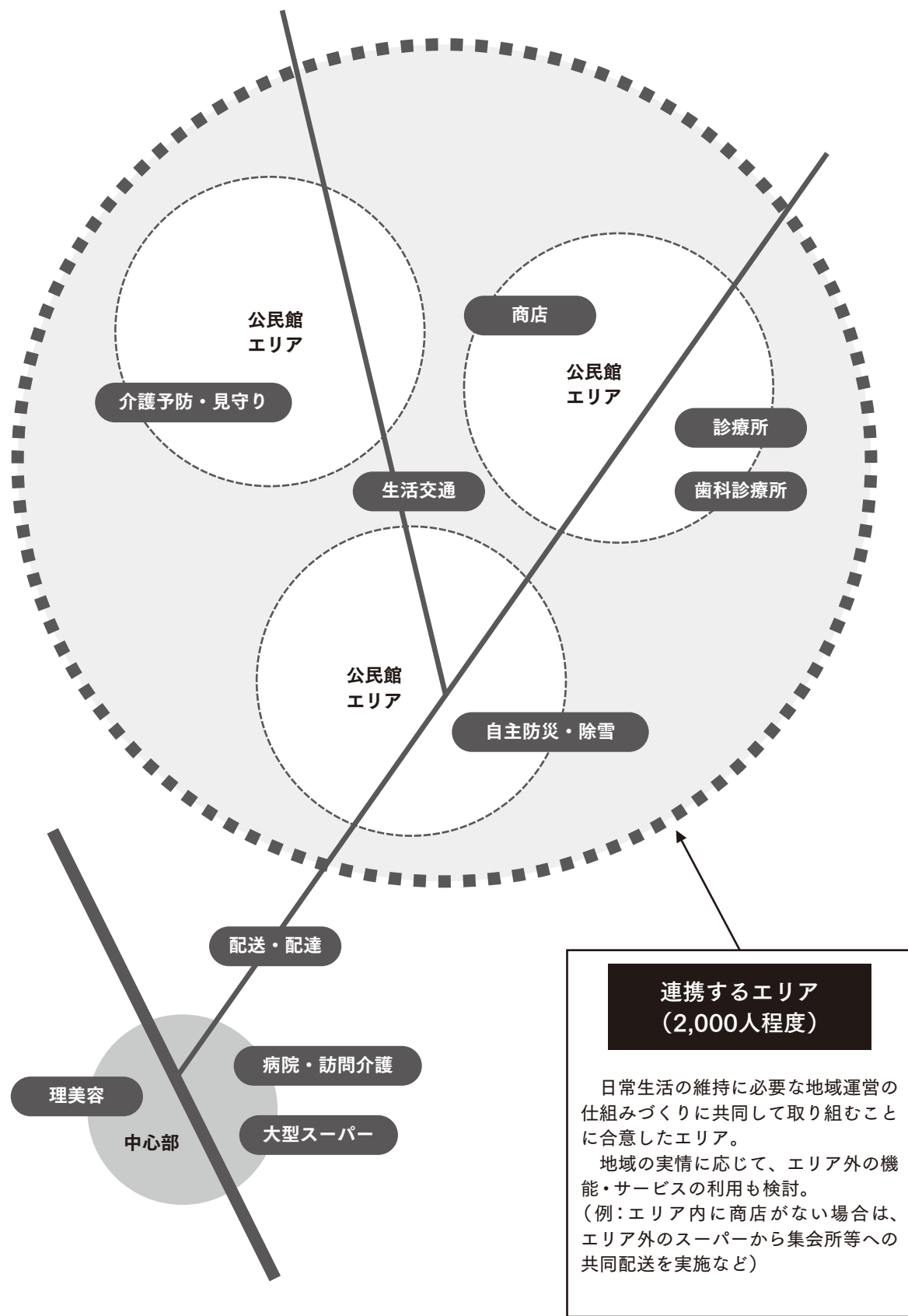
② 生活機能・サービスの維持・確保に向けた実践活動への支援

買い物、燃料、交通、医療、介護、金融、防災など、生活に欠かせない機能やサービスが維持・確保されるよう、地域の活動を支援します。

③ 「モデル地区」の構築による小さな拠点づくりの加速化

人口規模の小さい複数の公民館エリアが連携して具体的に「小さな拠点づくり」に取り組む地域を、市町村と一緒に重点的に支援します。

小さな拠点づくりの複数エリアの連携イメージ図



(注) この図は連携のイメージであり、図にはない機能・サービスを対象とすることや、共同する公民館エリアが機能・サービスによって異なることもある。

(2) 持続可能な農山漁村の確立

農山漁村の有する多面的機能に十分配慮して、農林水産業を核とした地域の生活が将来にわたって維持できるような取組を推進します。

【現状と課題】

農林水産業が基幹的な産業となっている農山漁村においては、地域の暮らしが維持されること自体が、県土の保全や水源の涵養、景観の保護など、農山農村の多面的機能の維持・発揮につながっています。

一方で、中山間地域・離島をはじめとした農山漁村では急速に人口減少・高齢化が進み、農林水産業の担い手が大幅に不足し、耕作されない農地が増加するなど、将来に向かって暮らしを維持することが難しい地域が増えています。担い手を必要とする約3千の農業集落のうち、約1,100集落で認定農業者や集落営農組織等がない、いわゆる担い手が不在という危機的な状況にあります。

そのため、地域ごとに、地域の農林水産業と暮らしが維持・発展できるビジョンをつくり、実現に向けた具体的な取組を進めていくことが急務となっています。

【取組の方向】

① 集落における営農体制の早期確立

農林水産業をベースとした農山漁村における地域の暮らしが維持され、多面的機能が十分発揮されるよう、集落営農体制の確立や経営基盤の強化など、地域の積極的な取組を促します。

② 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害対策に意欲のある地域を集中的に支援することで、農作物被害の低減を図ります。また、狩猟免許所有者を安定的に増加させるとともに、幅広い担い手による捕獲体制づくりを進めます。捕獲した鳥獣のジビエ活用を拡大します。

2 地域の強みを活かした圏域の発展

(1) 牽引力のある都市部の発展

山陰を代表する人口集積地である宍道湖・中海圏域の県内各都市や、石見地方の各都市が、それぞれの周辺を含めた地域の中核として発展し、その効果が広く波及するような地域づくりを進めます。

【現状と課題】

宍道湖・中海圏域においては、山陰地方のほぼ中央に位置し、隣接する鳥取県の2市とともに日本海沿岸において有数の人口・経済規模を誇る都市圏域を形成しています。この圏域は2つの空港と1つの貿易港を有するとともに、高速道路や鉄道が交わる交通の要衝です。金属関連産業、電子部品産業、IT産業などの特色ある産業が集積するほか、出雲大社や松江城をはじめとする歴史遺産を基点に自然や景観などを広域的に繋いだ観光エリア、さらには高度医療機関や高等教育機関なども含め、多くの人や物が行き交う中核的な圏域となっています。圏域の発展をさらに進め、その牽引力を県内に広く波及させることが求められます。

石見地方の各都市部は、広島・山口両県に隣接していることから山陽や九州の経済圏との交流にも有利な面があるほか、県内唯一の国際貿易港である浜田港は海上輸送網の拠点であり、萩・石見空港は首都圏との交流機能を有しています。また、県立大学浜田キャンパスでは学部再編を機に人材育成機能の強化が期待されています。こうした強みを生かすため、物流や人の移動の起点となる機能を生かし、その効果を広く波及させることで、石見地域の経済の活性化を牽引することが求められます。

【取組の方向】

① 交通拠点の活用

出雲縁結び空港、萩・石見空港、浜田港などの多方面での利用促進や利便性向上を進めることで、広域的な交流や物流を拡大させ、周辺地域の振興や産業の活性化へ繋げていきます。

② 県立インフラ等の活用

各地域に立地している県立施設の各地域での活用策や、より高い相乗効果を生む連携策を見出し、運営していきます。

③ 県立大学の活性化

浜田キャンパスの総合政策学部を地域系の学部と国際系の学部改編するほか、地域の諸課題に対応する大学院、研究センター等の設置・改編の検討などを通じて、多様な分野において地域の発展につながる教育・研究の充実を図り、人材育成機能を強化します。

(2) 世界に誇る地域資源の活用

日本を代表し、世界に誇ることのできる数々の地域資源を活用した地域振興を進めます。

【現状と課題】

島根には、世界的にも価値を認められた貴重な歴史的遺産や自然環境が存在しています。

世界文化遺産の石見銀山遺跡は、銀鉱山跡、街道、町並み、温泉などが、日常の暮らしや美しい自然と調和し、島根らしい穏やかな佇まいを見せています。

隠岐ユネスコ世界ジオパークでは、何億年も続いている「大地の成り立ち」、その大地の上に育まれた「独自の生態系」、今日まで受け継がれてきた「人の営み」を、ひとつの物語として知ることができます。

国立公園のブランド化を目指す「国立公園満喫プロジェクト」に選定された大山隠岐国立公園の島根半島地域、三瓶山地域、隠岐地域は、体験メニューの充実や環境整備などにより来訪者の増加が見込まれます。

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」に登録された宍道湖と中海については、貴重な資源を賢明に利用することが、両湖周辺地域の振興を図る契機となります。

こうした島根が世界に誇る地域資源は、観光やレジャーの場としての魅力だけでなく、地域の活性化、交流人口の拡大などにも寄与しており、地域の誇りとして大切に守られています。今後も、次世代に引き継いでいく財産として、可能性を十分に引き出していくことが必要です。

【取組の方向】

① 歴史的遺産の活用

世界文化遺産石見銀山遺跡や隠岐ユネスコ世界ジオパークなど、世界的にも価値を認められた貴重な歴史的遺産を活用し、地域の活性化につなげます。

② 自然環境の活用

島根半島東部地域・西部地域、三瓶山地域、隠岐地域の自然環境を大切に守りながら、産業や観光の振興に活用し、地域の活性化につなげます。

3 地域の経済的自立の促進

(1) 稼げるまちづくり

地域の特産品の販路拡大や観光資源の活用などにより経済と人の流れを生み出し、稼げる地域をつくりまします。

【現状と課題】

地域の中には、地元に住んでいる人にはあまりにありふれていて、価値が十分に活かされていない物や景観でも、外部の視点から見た場合には新鮮で高い価値が見い出せる資源が隠れていることがあります。

地場産業、技術、伝統、文化、自然、土地、景観、歴史遺産など、地域が既に持っている強みを見つめ直し、既存の資源同士を組み合わせることで、新しい価値を創造することが可能です。特産品や観光などの地域資源として新たな活用方法が見い出せれば、地域外からの外貨を獲得し、発展することができます。

そのためには、地域の強みと地域内外の潜在的な需要を掘り起こし、両者を結びつけ、地域の強みを持続的に供給できる環境を整えることが重要です。

こうした、稼げるまちづくりを進める人材の育成、事業化を可能とする環境づくり等を進めていくことで、地域内から地域外へ新たな商品やサービスを提供し、また地域外から地域内へ新たな人の流れを生み出して、地域外からの資金の獲得につなげる必要があります。

【取組の方向】

① 価値を生み出すまちづくり

地域の強みを生かした新しい商品の開発や、販路の開拓、人材の育成などの事業展開や体制づくりを支援することで、新たな需要を創出して外貨の流れを生み出し、外貨が集まるまちづくりを促進します。

特に、中山間地域・離島においては、豊かな自然環境や特徴ある資源を活用し、商品化につなげる「スモール・ビジネス」の取組への支援を拡充します。

② 人が訪れるまちづくり

地域の魅力に目を向けた新しい観光プランやサービスの開発などの事業展開や仕組みづくりを支援することで、訪問、滞在、回遊などを生み出す観光資源の発掘・活用につなげ、新たな人の流れを生み出し、人が訪れるまちづくりを促進します。

(2) 地域内経済の好循環の創出

地域で消費するものの生産と地域内で生産するものの消費を喚起し、より多くの資金が地域内で循環し、波及効果が生まれる経済構造をつくります。

【現状と課題】

地域の雇用と活力を維持していくためには、経済を力強く循環させることが必要です。

働いたり物を買ったりして地域外から資金を稼いできたとしても、その資金を使うのが地域外であったり地域外の物を買うことが多ければ、地元の商店や事業者へ回る資金は少なくなります。地域外に資金が流出し続ければ、やがて地域の雇用と活力の減少につながります。

地域の外から資金を稼ぐことと合わせて、地域から出ていく資金を減らすことにも着目し、地域内での経済循環を高めることが重要です。

食料品やエネルギーなどの必需品で、かつ地域内でも調達できる財・サービス等であれば、少しでも自給率を上げることで、地域経済の好循環を生み、地域の経済を強化することが出来ます。域内で多くの資金を循環させることが可能となれば、その過程で新たな投資や雇用を生み、地域経済の活性化が期待できます。

このため、従来から取り組んでいる地産地消（地元で生産されたものを地元で消費する）だけでなく、地消地産（地元で消費するものを地元で生産する）の推進や、再生可能エネルギーの活用など、地域の経済循環を高める取組を推進する必要があります。

【取組の方向】

① 地消地産と地産地消の推進

地元で消費される財・サービスの供給を地元で創出するとともに、地元で生産される財・サービスの消費を地元で喚起することで、地域内の経済循環を促進します。

② 再生可能エネルギーの推進

木質バイオマス等の地域資源を有効に利用し、再生可能エネルギーの活用を進めることで、エネルギー自給率の向上や地域経済の活性化を進める地域の主体的な取組を支援します。

4 地域振興を支えるインフラの整備

(1) 高速道路等の整備促進

高速道路を整備して全国的な幹線ネットワークと接続するなど、県内外の広域的な移動時間を短縮することで、全県的な活力と経済発展につなげます。

【現状と課題】

山陰道は現在、県内区間の約7割が開通し、沿線地域では活発な企業進出や観光客数の増加など、地域経済への波及効果が現れています。また、救急搬送時の速達性や、通勤時間の短縮による通勤範囲の拡大などの効果も出ています。

一方で、開通区間と未開通区間が交互にあり、効果が限定的であるため、残る未開通区間を早期に整備し、その効果を県全域に広げていくことが必要です。加えて、山陰道の開通効果をより大きなものとするために、各地域において開通前から山陰道の利活用策を検討し、産業振興・地域振興に取り組むことが必要です。

さらに、県内の高速道路の開通区間の約8割が暫定2車線であり、対面通行による安全性、時間信頼性の低下、大雪時の通行止めの長期化等の課題があることから、4車線化等の安全性や信頼性を高める対策が必要です。

また、国において新幹線の次期整備路線決定に向けた動きがある中で、基本計画路線にとどまっている山陰新幹線及び中国横断新幹線（いわゆる伯備新幹線）について、整備計画路線への格上げへ向けた議論を進める時期にあります。

【取組の方向】

① 高速道路等の整備促進

山陰道の早期全線開通に向けた国への働きかけを行うとともに、事業中区間については、県において用地取得の支援や埋蔵文化財調査を実施するほか、地元調整等についても積極的に国に協力し、円滑な整備促進を図ります。また、未着手区間については、国や関係機関等との調整を図り、一年でも早い事業化を目指します。

山陰道を含む供用中の高速道路については、「高速道路における安全・安心基本計画」に位置づけられた優先整備区間の4車線化など、安全性、信頼性向上のための効果的な対策を推進するよう国に働きかけます。

高速道路の利便性を一層高めるため、インターチェンジへのアクセス道の整備を進めます。

② 高速道路の利活用促進

高速道路を利用した人や物の流れを促進し、地域活性化に繋げるとともに、山陰道の開通効果をより大きなものとするために、今後開通が見込まれる区間も含め、高速道路を活用した産業振興・地域振興に取り組みます。

③ 新幹線整備の促進

山陰新幹線・伯備新幹線の整備に向けて、並行在来線の地元移管への対応や建設費の地元負担の分担などの課題について関係者との調整を進めながら、関係県と連携して国に働きかけます。

(2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進

国内外への玄関口である空港・港湾の機能を拡充し、より一層の利用促進を図ることで、モノや人の流れを拡大し、産業活動の活性化につなげます。

【現状と課題】

東京、大阪等の大都市圏から遠く離れている島根県にとって、県内3空港は国内外への空の玄関口であり、大都市圏や地方間を短時間で結ぶ航空路線は、地域振興や観光振興、県民の便利で快適な暮らしを実現するために重要な役割を果たしています。

また、海の玄関口としての港湾には、浜田港、河下港、西郷港をはじめとして、海外貿易航路や国内物流等の拠点としての機能が期待されています。

モノや人の流れを拡大し、産業活動の活性化につなげるためにも、航空路線・航路の維持・充実、更なる利便性の向上が必要です。

このうち、空港施設については、空の玄関口としてふさわしい機能を備えた施設となるよう、施設・設備の改修・整備の必要があります。

また、港湾施設については、港内静穏度の確保のための防波堤整備や、年々増加する取扱貨物や大型化する船舶に対応するための岸壁、臨港道路、上屋等の整備が課題となっています。

【取組の方向】

① 航空路線の維持・充実と空港機能の拡充

各空港の利用促進協議会等と連携して利用促進や利便性向上に取り組み、国際便の誘致を含め航空路線の維持・充実を図ります。

また、利便性向上と安全性確保のため、空港周辺の状態に配慮しつつ、出雲縁結び空港及び隠岐世界ジオパーク空港のターミナル機能の強化を進めます。

② 港湾機能の充実・強化

港湾の防波堤、岸壁等の計画的な整備を進めます。特に近年、取扱貨物が増えている浜田港については、流通機能の強化を進めます。

また、港湾の適切な維持管理、港湾の利用促進、さらには隠岐航路の維持や利便性向上を図り、県内外の広域的な交流や物流を支えます。

(3) 産業インフラの整備促進

農林水産業をはじめとした産業の振興に必要なインフラの整備・更新を加速することで、生産性・安全性の向上をはかり、県内産業の発展を支えます。

【現状と課題】

産業インフラの整備は、あらゆる業種での生産量の拡大や、生産効率及び品質の向上を図り、地域産業を活性化させる基盤となるものであり、さらには生活環境の改善や防災力の向上などにも資するものです。

農林水産業については、若者にとって魅力のある生業となるよう、生産基盤の整備を進め、収益性や安全性を向上させることが必要です。

また、地域産業が持続的に発展していくためには、高速道路、空港・港湾などのインフラを整備することが必要です。

加えて、県外企業の新規立地や県内企業の再投資により、産業の高度化を進めていくためには、工業団地等の立地環境を整備することが必要です。

【取組の方向】

① 農林水産業・農山漁村のインフラづくり

農山漁村における基幹産業である農林水産業の生産性を向上させるため、収益性の向上に向けた農地の整備や、林業専用道等の森林内における路網の整備、漁港・漁場の整備などを進めます。また、安全・安心な県土づくりや暮らしやすい農山漁村の実現に向けて、防災・減災対策を進めます。

② 地域産業における立地環境の整備

産業の高度化の推進を図るため、企業の要望等を踏まえ、市町村と連携し、立地環境の整備に取り組みます。

特に、中山間地域等においては、県と市町村による共同工業団地の整備や、所有する遊休施設を貸オフィス等として整備する市町村への支援等に取り組みます。



IV

島根を創る人をふやす

自分たちの生まれ育った地域の価値について子どもの頃から学ぶ活動やUターン・Iターン支援により、島根に愛着と誇りを持ち、将来の島根を支える人をふやします。

若者の進学・就職による転出が転入を上回っていることが、島根県の人口流出の主な原因となっています。

このため、子どもの世代から地域への愛着と誇りを育むふるさと教育や島根の魅力の情報発信などにより、若者に島根に残ってもらい、戻ってもらい、移ってもらう新しい人の流れをつくります。

そして、島根に暮らすことを決めた若者や女性、島根に関わりを持つ方々が、あらゆる分野で活躍し、地域社会に積極的に参画していただけるための取組を進めます。

取り組む政策・施策

- 1 島根を愛する人づくり
 - (1) 学校と地域の協働による人づくり……………45
 - (2) 地域で活躍する人づくり……………46
 - (3) 地域を担う人づくり……………47
- 2 新しい人の流れづくり
 - (1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信……………48
 - (2) 若者の県内就職の促進……………49
 - (3) Uターン・Iターンの促進……………50
 - (4) 関係人口の拡大……………51
- 3 女性活躍の推進
 - (1) あらゆる分野での活躍推進……………52
 - (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり……………53



1 島根を愛する人づくり

(1) 学校と地域の協働による人づくり

島根の子どもたち一人ひとりに、地域に愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育みます。

【現状と課題】

人口減少問題が日本全体の課題となる中、島根においても地域の将来を担う人材の育成は重要であり、教育に寄せられる期待はとて大きなものとなっています。

島根の子どもたちが、身近な地域に対する愛着や誇りを持ち、確かな学力と豊かな心を育み、夢や希望に向かって挑戦できるよう、学校と地域が協働して子どもたちを育ていく必要があります。

島根県では、これまで、中山間地域・離島の小さな高校の魅力づくりや、小・中学校、高校、特別支援学校が家庭・地域と連携・協働した教育活動に取り組んできました。その結果、子どもたちは、人々との関わりの中で探究的に学ぶことを通じて地域の魅力を再発見し、主体的に学習に向かう意欲が生まれています。また、地域においても、子どもの成長を支え、学びあうことにより、住民一人ひとりの活躍の場ができ、地域の活力につながっています。

今後は、保育所・幼稚園から県内大学等まで目標やビジョンを共有し、家庭、住民だけでなく地元企業等とも連携・協働しながら、県内全域において島根らしい魅力ある教育を行うことで、将来の島根を支える人づくりを進めていく必要があります。

【取組の方向】

① 「地域協働スクール」の実現

地域全体で教育の目標やビジョンを共有し、子どもたちの「生きる力」を育むため、学校と地域をつなぐコーディネート機能の確保などにより、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む体制の強化を図ります。

② 地域資源を活用した特色ある教育の推進

子どもたちが多様な人々との関わりや様々な経験の中で育まれるよう、豊かな自然、文化・歴史、子どもたちを温かく支え育てようとする地域社会といった強みを生かし、ふろさと教育や地域課題の解決等を通じた学びを推進します。

③ 島根を愛する多様な人づくり

地域に対する理解を深め地域や社会の未来を支える人材を育てるため、子どもたちの個性や特性に応じて、読書活動やICTなどを活用しながら読解力など基盤的な力を身に付けた上で、意欲を持って他者と協働しながら探究的に学ぶ教育を推進します。

④ 高大連携の推進

地域貢献を進めている県内の大学等と連携して将来の島根を支える人づくりを進めるため、高校のカリキュラム開発や課題解決型学習の充実などを大学等と協働して行い、高校から大学等への学びの連続性や継続性を確保するための取組を進めます。

(2) 地域で活躍する人づくり

県民が、スポーツ・文化芸術活動や、NPO、ボランティアなどの社会貢献活動に参加しやすい環境づくりを通して、地域で活躍する人づくりを推進します。

【現状と課題】

スポーツや文化芸術活動は、心の豊かさや健康推進など生活の質を向上させるほか、地域社会への参加を促し連帯感を育みます。また、ボランティア、NPOなどの社会貢献活動や、地域を支える様々な地域活動は、安全で安心な地域づくりに寄与し、多様化・複雑化する地域の課題を解決する力となるほか、地域社会への参画意欲を高めることにつながります。

県民一人ひとりの希望を叶え能力を活かせるよう、若者から高齢者、障がいのある方、外国人など、誰もが様々な活動に主体的に参加しやすい環境づくりを行い、地域で活躍する人づくりを推進することが求められています。

身近な地域で気軽にスポーツに触れることができ、より充実したスポーツ活動が行える環境づくりや、文化芸術を鑑賞、参加、創造する機会を確保し、文化芸術活動の裾野の拡大を図ることで、県民の自主的・主体的な活動につなげていく必要があります。

また、NPO等の社会貢献活動や、地域を支える様々な地域活動についても、多様な担い手が参加しやすい環境づくり、仕組みづくりを行い、地域の活性化につなげていく必要があります。

【取組の方向】

① スポーツを通じた人づくり

成長過程に応じた運動能力の育成や、生涯スポーツ・健康づくりの推進などにより、県民一人ひとりが、多様な形でスポーツ等を通じ気軽に地域や社会へ参加する機会の拡大を図ります。

② 文化芸術を通じた人づくり

県の文化芸術施設を活用するとともに、地域や学校、関係団体等との連携により、文化芸術の鑑賞、参加、創造の機会を充実させることで、島根の文化芸術活動を担っていく若い世代の育成や、多くの県民が文化芸術活動に参加するきっかけづくりを行います。

③ 社会貢献活動に参加しやすい環境づくり

多くの県民の社会貢献活動への参加を促進し、地域課題解決に取り組む団体の育成や活動を支援します。

④ 様々な地域活動がしやすい仕組みづくり

多様な価値観、興味、関心を持つ人々が、そのライフスタイルに応じた様々な地域づくり活動へ参加しやすくなるための仕組みづくりを行います。

(3) 地域を担う人づくり

人づくりの拠点となる公民館や県内の高等教育機関等と連携し、県内に残り、地域づくりに主体的に参画する人づくりを推進します。

【現状と課題】

人口減少や核家族化、生活スタイルの変化などに伴い地域のつながりが希薄化していく中、持続可能な地域づくりに向けて地域住民が主体となり地域課題を解決しようとする気運も生まれつつあります。

地域を支える担い手の一人であることを住民自身が実感でき、地域に貢献しようとする意欲や地域を愛する気持ちを地域づくりに生かすことができ、人々が互いに支え合う社会を実現することが求められます。

地域課題について住民自身が理解を深め、その解決のため主体的に実践しやすい環境を整えるために、地域を担う人づくりの拠点となる公民館等の機能の強化や活動の充実をはじめ、学びや活動を支援する人材の育成や、地域と高等教育機関等の連携の強化などが必要です。

【取組の方向】

① 地域課題の解決に向かう人づくり

公民館等を中心に、幅広い世代の地域住民が主体的に様々な地域課題の解決に向かえるよう、実行力を養う学習活動や実践活動を支援し、持続可能な地域づくりを実現するための基盤となる地域を担う人づくりを推進します。

② 社会教育関係者の資質向上

地域を担う人づくりの取組を推進していく人材の知識や技術が向上するよう、高等教育機関等と連携した人材の育成や、社会教育士など社会教育関係者の研修の充実を図ります。

③ 県内高等教育機関での人づくり

地域に密着した教育・研究を、地元と一帯となって進めることで、主体的に地域課題の解決に向けて取り組む実践力を備えた人材を育成します。

④ 県内高等教育機関、県内企業などと連携した県内就職の促進

県内高等教育機関、県内専修学校（専門学校）、県内高等学校、県内企業などとの連携を強化し、入試制度の見直しや地域に密着した教育・研究を促進することなどにより、県内高等学校からの進学者の増加や県内高等教育機関や県内専修学校の卒業生の県内定着を図ります。

2 新しい人の流れづくり

(1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信

島根の人や暮らしなどの魅力を県内外や海外に分かりやすく発信し、島根に関心を持つ人をふやします。

【現状と課題】

近年、観光面を中心として島根への注目が高まっており、また、都市部の若者のなかには地方での暮らしの良さを評価する傾向が高まりつつあります。

島根には、豊かな自然があふれ、神話の時代から続く古き良き文化・歴史が人びとの暮らしの中で連綿と受け継がれています。また、まじめで穏やかな人柄や、温かな信頼関係のなかで子育てから老後まで安心して生活できる地域社会の絆など、大都市では失われたものがたくさん残されています。

島根がもつこれらの素晴らしい魅力や強みを県民全体で共有し、ふるさと島根への愛着や誇りを育み、若い世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、しまねの「魅力」や「暮らし」の強みをさらに生かし、国内外からの観光誘客を進め、多くの人や企業を島根に呼び込み受け入れながら、産業振興や移住・定住など島根の発展につながるよう、国内外に強力に売り込むとともに、県と市町村や民間団体等が連携して島根県全体の情報発信強化に取り組むことが必要です。

【取組の方向】

① しまねの「暮らし」情報発信の強化

子育て環境や通勤事情・住宅事情など、島根の生活事情の良い面や都会の厳しい面を正しく伝え、特に若者へ島根で暮らす選択を思い描くための情報発信を強化します。

② しまねの「魅力」情報発信の強化

島根の自然の豊かさや古き良き文化・歴史などのしまねの「魅力」や島根らしさ、人々が互いに支え合う島根での暮らし方が、多くの人びとを惹きつけ、島根に関心を持っていただけるよう、国内外に向けた情報発信を強化します。

(2) 若者の県内就職の促進

高校生や県内外に進学した学生に、県内産業やそこで働く人に触れる機会などを提供し、島根で働く魅力を伝え県内就職を促進します。

【現状と課題】

若者の進学・就職による転出が転入を上回っていることが、島根県の人口流出の主な原因となっており、山陽や関西・首都圏などの県外に進学した場合には多くの学生が県外での就職を選択する状況などがあります。

こうした流れを変えていくために、高校生や県内外に進学した学生に対して、それぞれの状況に応じた県内就職への働きかけを行うことが必要です。

中でも、働きやすく、習得した知識・技術を活かし、さらにその能力を高めていける、魅力ある職場が島根にあることを理解してもらうことが重要です。

こうしたことから、高校生や県内外に進学した学生をはじめとする若者が、島根で働く魅力や意義について考え、県内企業等への就職意識を高めてもらうための情報や機会をきめ細かに提供していくことが大切です。

【取組の方向】

① 県内高校からの県内就職の促進

就職を目指す高校生や保護者が県内就職に魅力を感じ、県内企業等への就職を目指すよう、島根で働き・暮らす魅力の気付きにつながる機会を提供し県内就職を促進します。

② 県内大学等からの県内就職の促進

県内にあるメリットを活かし、県内大学と企業、県等がコンソーシアムを設立し、県外出身者を含む多くの学生が低学年次から県内企業等との接点を持てる多様な機会を提供し、県内就職を促進します。

③ 県外大学等からの県内就職の促進

新たに、山陽・関西圏・首都圏の学生等の県内企業への就職に向けた取組を強化します。

県の県外事務所を拠点に県外大学等との関係を強化するとともに、ふるさと島根定住財団等と連携して島根県出身学生が低学年次から県内企業等への理解を深めることができる機会を充実させ県内就職を促進します。

④ 私立専修学校からの県内就職の促進

習得した専門知識や技術を活かして活躍することができるよう、県内企業等への理解を深める機会を提供し、県内就職を促進します。

(3) Uターン・Iターンの促進

Uターン・Iターン希望者への仕事や生活に関する的確な情報提供や相談対応、島根暮らし体験の機会提供、市町村などと連携した定着支援により、移住・定住を促進します。

【現状と課題】

近年、都市住民の中で団塊の世代はもとより若者も田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まっており、この機会をとらえて、移住・定住に結びつけていくことが必要です。

一方、全国的な「地方創生」の取組により移住・定住に力を入れる自治体が増え、地域間競争も激化しています。

これまで、Uターン・Iターン希望者等に対して、仕事や住まい、生活等に関する情報提供から、相談や無料職業紹介、農林水産業などの産業体験や地元との交流、そして、実際の受入れと、その後の地域への定着までを、各段階に応じてサポートしてきたことにより、県内への移住・定住の促進につながっています。

この流れが一層大きく強いものとなるよう、こうした各段階に応じた支援や、Uターン希望者とIターン希望者、年代や性別などそれぞれの特性に応じた支援を、県や市町村、ふるさと島根定住財団などの関係機関が連携し、きめ細かく行っていくことが必要です。

【取組の方向】

① Uターンの促進

県内出身者の方に、県内への関心やつながりを維持し、Uターンを考えるきっかけとしてもらえるよう、県内の情報に接する機会や地域・企業と触れ合う機会を創出します。

また、実際にUターンを希望する方には、個々のニーズに応じた丁寧できめ細かな相談対応などを充実させます。

特に山陽・関西圏・首都圏において、県出身の学生や若者のUターン促進の取組を強化します。

② Iターンの促進

県外出身者の方に、地方移住への関心を高め、移住希望者に島根を移住先として選択してもらえるよう、島根の暮らしやすさに関する都市部での情報発信を強化します。

また、相談対応や県内の地域を知っていただくための体験機会の提供、定着支援など各段階に応じて適切にサポートする体制を整え、Iターンの促進と移住後の定着を図ります。

特に首都圏における、Iターン促進の取組を強化します。

③ 定住促進のための住環境の整備

県外からの移住者や、県内に定着・回帰した若者が安心して暮らし続けることができるよう、市町村と連携して、良質で多様な住宅の供給や空き家情報の提供等を促進します。

(4) 関係人口の拡大

都市部にいながら何らかの形で島根に関わりたいと希望する人々を掘り起こし、県内での活動の場を提供して、地域活性化への貢献や将来の移住につなげます。

【現状と課題】

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光等で訪れた「交流人口」でもない、都市部にいながら地域や地域の人々と多様に関わりたいと希望する人々のことを指します。

島根県は、人口減少・少子高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、都市部にいながらその地域と関わり、課題解決に貢献する人材が集まり始めており、こうした人々が地域づくりの担い手となることが期待されています。

県では、田舎暮らしを体験する「しまね田舎ツーリズム」や、島根への理解を深めるとともに、地域への関わり方を考えていただく場を提供する「しまコトアカデミー」を進めてきました。これらを通じて、都市部の人々の県内への理解促進や住民との交流拡大が図られ、地域への愛着の醸成と地域貢献につながっており、さらには自身のUターン・Iターンの契機ともなっています。

こうした関係人口を拡大し、新たな地域づくりの担い手として参画していただくための仕組みづくりや、将来的に関係人口から移住につなげていく視点での取組の充実を図る必要があります。

【取組の方向】

① 関係人口の拡大と地域貢献の促進

都市部での関係人口の掘り起こし、島根への理解促進や意識啓発を行うとともに、様々なかたちで島根に貢献できる機会や活動の場を提供します。また、地方の暮らしに関心を持つ方には、市町村やふるさと島根定住財団と連携して、島根への移住の検討に向けた支援を行います。

特に首都圏での関係人口の拡大に向けた取組を強化します。

② 島根を応援する人を増やすための情報発信と交流の場づくり

しまねの「魅力」や島根らしさの情報発信を強化し、島根の暮らしに関心を持つ人や島根を応援する島根ファンの交流の場づくりを支援します。

3 女性活躍の推進

(1) あらゆる分野での活躍推進

仕事や地域活動など、あらゆる分野において、女性一人ひとりが、本人の希望に応じ個性や能力を十分発揮しながら活躍できる環境をつくります。

【現状と課題】

平成27年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、女性がそれぞれの希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくこととなりました。

島根は、働いている女性の割合が高く（H27国勢調査の生産年齢の労働力率が74.6%で全国1位）、結婚や子育て期を迎えても就労継続を希望する女性が多い一方で、「働き続けやすい」と感じる女性は37.3%（H30年度県政世論調査）にとどまっています。このため、就労を望む女性一人ひとりが結婚や子育てをしながら希望に応じた就業ができること、また、管理職など責任のある立場で活躍したり、これまで女性が進出しにくかった分野においても就業できる取組が求められています。

このため、女性が働き続けやすい職場環境づくりに取り組むとともに、女性の人材育成やキャリアアップ等を図ることが必要です。

また、地域においても女性がその個性や能力を十分発揮しながら活躍していくことが求められています。

【取組の方向】

① 女性一人ひとりが、あらゆる分野で活躍できる環境の整備

女性がライフステージに応じ様々な分野で活躍できるよう、キャリア形成の支援やロールモデルの普及啓発を行い、また、女性が進出しにくかった分野においても就業や起業を実現できるよう、支援を行います。

企業等においては、女性が多様な職種での能力の向上や、管理職等としての活躍、キャリアアップを実現することができるよう、また、地域においては、魅力ある地域づくりや次代を担う人づくりを女性自らが企画し実践しやすい環境づくりが進むよう、支援を行います。

(2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり

子育て・介護支援や働き続けやすい職場環境づくりの推進などにより、子育てや介護をしている誰もが安心して家庭や仕事とも調和のとれた充実した生活が送れる社会をつくれます。

【現状と課題】

島根においては、女性の働いている割合や合計特殊出生率が全国上位にあり、多くの女性が働きながら子育てをしています。その一方で、子育て世帯の男性の家事・育児・介護時間は69分/日と、女性の407分/日と比べて約6分の1と少なく(H28年社会生活基本調査)、女性に負担が偏っている状況があります。

その背景として、「子育ては母親でなければならない」とか「家事、介護は女性の方が向いている」といった固定観念が根強く残っていることが考えられます。

男女が協力して子育て・介護や仕事に取り組めるよう、夫婦間の分担を見直すことや、職場において、男女とも育児・介護休業が取得しやすく、子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができる環境を整えることなどが重要です。

これからの島根を担う若い世代にとっても、家庭も仕事も大事にしながらいきいきと暮らすことができる社会の実現が求められます。

【取組の方向】

① 子育て世代に向けた支援の充実

結婚・妊娠期・出産期・子育て期の切れ目のない支援を通じて、安心して出産・子育てができ、家族がいきいきと暮らせる環境をつくれます。

② 子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり

男性が積極的に子育て・介護・家事を担う意識や、若者のワーク・ライフ・バランス等に対する意識の向上を図るため、セミナー等を通じた意識啓発を行います。

また、従業員が子育てや介護を仕事と両立させることができ、安心して働き続けられる環境を整えるため、経営者・管理職の意識改革や、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者を支援します。

第2編

生活を支える サービスの充実



V 健やかな暮らしを支える

保健・医療・介護を充実させるとともに、支え合いにより県民一人ひとりが生きがいをもって安心して暮らせる地域共生社会の実現を進めます。

生涯にわたり、生き生きと健康で暮らすことは、県民誰もの願いです。地域の活力維持や活性化の源でもあります。このためにも、医療と介護が切れ目なく円滑に提供され、県内どこにおいても安心して医療を受けることができる必要があります。各地域の状況に応じた医療提供体制を構築し、医療従事者及び介護人材を確保します。

人生100年時代を見据え、高齢者が生きがいを持って地域の支え手として活躍できる社会をはじめ、障がい者、生活困窮者、ひきこもりなど生きづらさを感じている人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられる社会を、住民相互の支え合いにより、地域共生社会として実現します。

取り組む政策・施策

- 1 保健・医療・介護の充実
 - (1) 健康づくりの推進…………… 57
 - (2) 医療の確保…………… 58
 - (3) 介護の充実…………… 59
- 2 地域共生社会の実現
 - (1) 地域福祉の推進…………… 60
 - (2) 高齢者の活躍推進…………… 61
 - (3) 障がい者の自立支援…………… 62
 - (4) 子育て福祉の充実…………… 63
 - (5) 生活援護の確保…………… 64



1 保健・医療・介護の充実

(1) 健康づくりの推進

県民自ら健康づくりに取り組めるよう環境の整備を進め、健康寿命の延伸を図り、健康長寿日本一を目指します。

【現状と課題】

すべての県民が健康で、明るく、生きがいを持って生活を送ることができるとともに、地域の担い手として活躍してもらうことにより活力ある地域づくりを進めるため、一人ひとりの健康づくりの取組が重要です。

本県においては、健康寿命は伸びているものの、全国と比べて脳血管疾患の死亡率や高血圧罹患率などが高く、その原因である食塩摂取量が依然として高いことや運動習慣を持つ方が少ないことなどの生活習慣上の健康課題があります。健康寿命をさらに延ばすためには、これらの課題に対して、より重点的に取り組むことが必要です。

また、これまで取り組んできた、子どもの頃からの適切な生活習慣の確立、生活習慣病の一次予防、疾病の早期発見、合併症予防や重症化の防止、高齢者の活力低下の予防など、生涯を通じた健康づくりの実践が必要です。

健康に関心がある人々だけでなく、無関心な人々にも健康づくりを広げていき、幅広い方々が取組に参画し、県民運動として展開していくことが必要です。

【取組の方向】

① 健康寿命延伸のための健康づくりの推進

減塩や体操・運動の促進などの生活習慣改善について、栄養、運動、医療等の専門家の知見を活かしながら、健康寿命延伸の県民運動として展開を強化します。

地域や職域の健康課題解決に向けた取組や、人と人とのつながりや住民同士の支え合いを重視した住民主体の健康なまちづくり活動を進め、県民、関係機関・団体、行政が一体となった県民運動を推進します。

② 子どもから高齢者までの切れ目のない健康づくり

県民の健康意識を高めるために、情報や体験の場を提供し、生涯を通じて健康チェックや生活習慣の改善等を促進します。特に、健康課題の多い働き盛り世代や無関心層に対する働きかけを、職域保健の関係団体と協働して取り組みます。

また、心の健康づくりについても関係機関・団体と連携して、ライフステージに応じた取組を推進します。

③ 疾病等の予防対策

疾病等の予防のために、特定健康診査やがん検診、歯科健診等の受診体制や保健指導を充実します。

(2) 医療の確保

医療機関相互の機能分担・連携や医療従事者の養成・県内定着を進めることにより、県民が必要なときに良質な医療が受けられる医療機能を確保します。

【現状と課題】

中山間地域・離島や県西部地域をはじめとする医師不足、地域の中核病院における医師の診療科偏在、開業医の高齢化・後継者不足など、地域医療を取り巻く環境は厳しい状況に直面しています。

住み慣れた地域で県民誰もが安心して医療を受けられるよう、将来の医療需要を見据えて医療機関の機能分担・連携を促し、高度急性期から在宅まで切れ目のない医療や救急医療、災害医療など適切な医療を提供できる体制づくりを進める必要があります。

また、医療の担い手が安定的に供給されるよう、医師・看護師・薬剤師など医療従事者の養成・確保を推進するとともに、医療・介護の連携、多職種連携を促進する必要があります。

医療保険制度については、高齢者や低所得者の比率が拡大するなかであっても、将来にわたり安定的に制度として維持していけるよう、効率的で適正な運営が必要です。

長年、鳥根県の死亡原因の第一位であるがんは、近年では、早期発見や医療の進歩等を背景に、通院による治療が可能な慢性病となってきました。このため、ライフステージごとの課題に応じた支援を行う必要があります。

【取組の方向】

① 医療提供体制の構築

地域医療構想に基づき関係者での議論を進め、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に取り組みます。

② 県立病院における良質な医療の提供

県内全域を支える県の基幹的病院として、救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援機能等を充実させ、安全・安心で良質な医療を確保します。

③ 医療従事者の養成・確保

医師、看護職員、薬剤師をはじめ、必要な医療従事者の養成・確保、県内定着を推進するとともに、資質の向上に取り組みます。

④ 医療保険制度の維持

医療費データの分析等を通じて、効率的な医療サービスの利用を促進し、保険財政の安定化と適正な保険料水準の維持を図ります。

⑤ がん対策の充実

小児から高齢世代まで幅広い世代のがん患者に対し、それぞれの世代特有の身体的、精神的、社会的課題に応じた個別の支援に取り組みます。

(3) 介護の充実

医療・介護が切れ目なく提供できる体制づくりを進め、高齢者等が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をつくりまします。

【現状と課題】

今後も2030年頃まで後期高齢者数は増加します。高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会づくりが必要です。そのためには、介護予防や重度化防止、認知症施策のより一層の充実や、支え合いの仕組みづくりが求められます。

また、介護従事者自身の高齢化や、生産年齢人口の減少、他業種への人材流出などにより、介護人材の確保はますます厳しい状況となっています。特に、中山間地域・離島では、今後のサービス基盤をどのように維持していくか、地域のニーズに応じた検討が必要です。

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく、一体的に提供される仕組みづくり（地域包括ケアシステム）を進めていく必要があります。

【取組の方向】

① 介護予防の推進

市町村が実施する通いの場の創出や高齢者の総合相談機能を担う地域包括支援センターの運営を支援し、介護予防や重度化防止を図ります。

② 生活支援の充実

高齢者の日常生活を支援する担い手養成や地域住民が主体となった支え合いの仕組みづくりを市町村等と連携して進めます。

③ 介護サービスの充実

介護サービス事業者へ必要な指導や支援、介護人材の確保・定着、介護保険制度の安定した運営の支援により、地域に必要な介護サービスの確保を図ります。

④ 医療との連携

訪問看護の人材育成や多職種連携による在宅医療と介護の切れ目ない提供体制を構築していきます。

⑤ 認知症施策の推進

認知症に関する普及啓発や相談対応、医療・介護の切れ目のない連携を進め、地域における支援体制の充実を図ります。

2 地域共生社会の実現

(1) 地域福祉の推進

公的サービスとボランティアや地域の活動の連携や、住民相互の支え合いにより、住みなれた場所で、安心して暮らせる社会を目指します。

【現状と課題】

少子高齢化が進み、生活意識も多様化する中、住民同士のつながりが希薄になり、地域での相互扶助の機能が低下する傾向が見られます。

このような社会構造の変化を踏まえ、すべての県民が住みなれた場所で、尊厳を持ちながら、安心して暮らしていくためには、日常の生活圏で、必要な時に、必要なサービスや支援を受けながら生活していくことのできる仕組みをつくっていくことが重要です。

また、県民のニーズに対応した質の高い福祉サービスを確保することや、公的機関と地域の多様な主体が連携し、生活上の様々な課題を包括的に受けとめて解決する体制を構築することも必要です。

そのためにも、地域福祉の担い手である県民一人ひとりが福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことや、地域住民や自治会、ボランティア、NPOなどによる地域での支え合いの体制づくりを進めていくことが求められています。

【取組の方向】

① 地域福祉の推進

各市町村における住民参加による総合的な地域福祉の推進を支援し、住みなれた場所で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

② 福祉サービスの充実

福祉サービスの利用に関する支援体制の整備により、だれもが身近な生活圏で福祉サービスが受けられる仕組みづくりを推進します。

③ 民生委員・児童委員活動の推進

地域福祉の主たる担い手である民生委員・児童委員の活動を支援し、地域における支え合いや見守りの体制づくりを推進します。

④ 社会福祉法人の地域貢献の推進

地域において様々な公益活動に取り組んでいる社会福祉法人が、適正な運営を確保し、他の事業主体では対応できないような活動にも積極的に取り組むことができるよう支援します。

(2) 高齢者の活躍推進

人生100年時代を見据え、高齢者が生きがいを持って地域の支え手として活躍できる社会を目指します。

【現状と課題】

本県の年齢別人口割合は、3人に1人が高齢者（65歳以上）であり、今後もその割合は上昇していくことが見込まれています。

人口減少とも相まって、地域を支える力が減衰する中で、高齢者に期待される社会的な役割は増大しています。高齢者の体力的年齢は若くなっており、能力や意欲に応じて、何らかの形で地域と関わりを持ち続けることが、健康寿命を延ばすのに有効であることが指摘されています。

人生100年と言われる時代に、高齢者が、それまでの人生で培ってきた豊かな知識や経験を活かしながら、地域の中で、まだまだ様々なことにチャレンジできることを知ってもらい、地域活動の中で生きがいを醸成し、楽しく元気に活躍してもらうための仕組みを構築していく必要があります。

【取組の方向】

① 高齢者の学びの場の充実

高齢者が、更に活躍の場を広げ、地域に根差した活動を担ってもらえるよう、学びの場の充実に取り組みます。

② 高齢者と地域活動を繋ぐ仕組みの構築

市町村や地域組織、NPO等との連携を強化して、シニア世代の地域活動への参加を支援する仕組みを構築します。

③ 生涯現役の機運醸成

75歳を過ぎても様々な活動をされている方や100歳を超えて健康で活躍している方への顕彰等により、生涯現役の機運醸成を図ります。

(3) 障がい者の自立支援

障がいのある人が、住みたい地域で自立した生活を営むことができる社会をつくり
ます。

【現状と課題】

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上では障壁となるような事物や意識などがあり、こうした社会的障壁を取り除き、障がいのある人すべてが、障がいの種別や程度にかかわらず、住みたい地域で自立して暮らしていけることが重要です。

そのために、住まいの場や働く場、地域生活を支援する福祉サービスの確保等に加えて、乳幼児期から学卒期、就業に至るまで、生活全般を切れ目なく支援する体制の構築が必要です。今後も特別支援学校卒業生等の増加が見込まれるため、支援体制の一層の充実が求められています。

障がいのある人は、地域社会の一員として、様々な活動に参加し活躍されていますが、さらに、一人ひとりの個性と能力が存分に発揮され、充実した生活が送れるような環境を整備していく必要があります。

県民一人ひとりが、障がいに対する正しい知識や理解を深め、障がいを理由とする差別をなくし、障がいの有無にかかわらず共に支え合う社会を実現していくことが必要です。

【取組の方向】

① 障がい理解の促進

県民一人ひとりが多様な障がいの特性や必要な支援を理解し、日常生活での手助けの実践をするような社会を目指し、一層の啓発活動を推進します。

② 福祉サービス等の充実

身近な地域で、障がいの種別や特性に応じた切れ目のない支援が提供できるよう、専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成、相談支援体制の充実、サービス提供基盤の整備等を進めます。

③ 障がい者の就労支援の充実

障害者就業・生活支援センター等を中心に、地域の支援機関と企業等の連携を強化し、障がい者の適性に応じた企業への就労支援、福祉施設等での就労訓練等の充実、施設での工賃水準の向上を図ります。

④ 障がい者のスポーツ・文化芸術活動の促進

障がい者の地域生活の充実や社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動への参加機会の拡大を図ります。

(4) 子育て福祉の充実

特別な配慮が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、その権利を守り、社会への自立を進めます。

【現状と課題】

県内の児童虐待の相談件数は高止まりの状況にあることから、未然防止や早期発見・早期対応の充実を図る必要があります。

里親への委託や児童福祉施設への入所利用など社会的養育を必要としている子どもの中には、被虐待児や発達障がい児など手厚い支援を要する子どもが増加しています。より家庭的な環境の下での養育や専門的ケア、家庭復帰や自立に向けたきめ細かな支援の充実が必要となっています。

また、ひとり親家庭は依然として経済的に厳しい状況に置かれた家庭も多く、子どもの貧困対策の観点からも、関係機関が連携して自立を支援していく必要があります。

【取組の方向】

① 児童虐待対応の充実

児童虐待など家庭における複雑・困難な課題にできるだけ早期から適切に対応できるよう、児童相談所の専門的機能の充実や施設整備などの体制強化に取り組むとともに、市町村の相談支援機能がさらに充実するよう支援します。

② 社会的養育の推進

社会的養育が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の中で養育することができるよう、里親委託の拡充や、児童福祉施設の小規模・多機能化などを推進し、児童の自立支援などに取り組みます。

③ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭に対しては、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保支援、経済的支援を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに応じた自立を支援します。

(5) 生活援護の確保

貧困など様々な困難を抱えた人などが自立し安定した生活を送れる社会の実現を目指します。

【現状と課題】

県内の生活保護世帯数及び受給者数は近年減少していますが、単身の高齢者世帯は増加傾向にあります。

生活に困窮している県民に対しては、最低限度の生活を保障し世帯の自立を助長する生活保護制度や、生活保護に至る前の段階で自立相談などを行う生活困窮者自立支援制度などにより支援していく必要があります。

子どもの貧困は、子どもが持つ資質や能力の十分な発揮を妨げ、将来の社会に大きな損失をもたらすものであることから、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されるなど、社会全体で取り組まなければならない課題であり、国と地方自治体の緊密な連携の下、福祉・教育・雇用などの関連分野による総合的な取組が必要です。

ひきこもりについては、ひきこもりの長期化が懸念されることから、医療や福祉の適切な支援につながるよう相談体制を充実していく必要があります。

【取組の方向】

① 経済的に困窮した人の自立支援

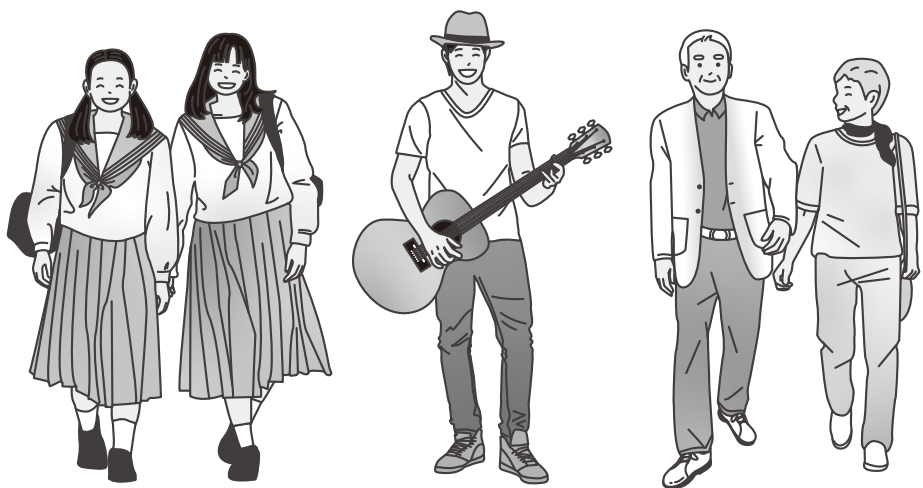
経済的に困窮している方に対する就労支援や日常生活・社会生活における自立のための支援が包括的かつ継続的に行われるよう、市町村の相談・支援体制を充実します。

② 子どもの貧困対策の充実

市町村と連携しながら貧困の状態にある子どもの実態を把握し、福祉、教育、雇用などの関連分野が連携して総合的な施策展開を図ります。

③ ひきこもり支援

本人や家族からの相談に応じるために、市町村や関係機関との連携を強化しながら、人材育成や専門的な相談への対応の充実を図ります。



VI

心豊かな社会をつくる

教育の充実や、スポーツ・文化芸術の振興などを通じて、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる社会をつくれます。

未来を担う子どもたちには、心身の健康や学力を身につけ、ふるさとへの誇りや思いやりの心が育まれるよう、学校・家庭・地域が連携し、発達の段階に応じたきめ細かな教育を行います。

県民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮して、スポーツや文化芸術に興じたり、地域づくりに貢献するなど、多様な価値観やライフスタイルに応じて社会参加できる環境をつくれます。

取り組む政策・施策

1 教育の充実

- (1) 発達の段階に応じた教育の振興…………… 67
- (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進…………… 68
- (3) 学びを支える教育環境の整備…………… 69
- (4) 青少年の健全な育成の推進…………… 70
- (5) 高等教育の推進…………… 71
- (6) 社会教育の推進…………… 72

2 スポーツ・文化芸術の振興

- (1) スポーツの振興…………… 73
- (2) 文化芸術の振興…………… 74

3 人権の尊重と相互理解の促進

- (1) 人権施策の推進…………… 75
- (2) 男女共同参画の推進…………… 76
- (3) 国際交流と多文化共生の推進…………… 77

4 自然、文化・歴史の保全と活用

- (1) 豊かな自然環境の保全と活用…………… 78
- (2) 文化財の保存・継承と活用…………… 79



1 教育の充実

(1) 発達の段階に応じた教育の振興

保幼小中高で連携を図りながら、確かな学力を身に付け、豊かな心を育み、自らの未来に向けて挑戦し、社会に貢献する子どもたちを育てます。

【現状と課題】

変化が激しく予測が困難な現代社会においては、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成することが求められています。

今後、こうした社会を担う子どもたちに求められる資質・能力を育むため、幼児期から高校までの全ての教育活動を通して組織的な授業改善等に取り組む必要があります。

子どもたちの資質・能力を育むうえでは、読書を通して豊かな心と確かな学力を養うことや、自他を等しく大切にし人権を尊重する人権意識を培うことも重要です。

また、特別な支援の必要な子どもが増加し、その障がいの特性が多様であるため、個別の相談・支援といった一人ひとりに応じた教育を提供していく必要があります。

さらに、子どもたちの体力に低下傾向が見られることや、睡眠時間の減少や朝食欠食など生活習慣の乱れが、子どもの心身の健康へ影響することが懸念されており、子どもの体力向上や望ましい基本的生活習慣の形成に向けての取組が必要です。

【取組の方向】

① 学力の育成

子どもたちが学ぶ意義を理解し、学んだことを自分の人生や社会に生かせるよう、ICTも活用し、個々の学習への関心や意欲を高め、達成感が得られる授業への改善を通じて、確かな学力を育みます。

② 読書活動の推進

読書活動を通じて、読書の楽しさを味わい、豊かな心と確かな学力を身に付けるために、乳幼児からの読書習慣の定着や、学校図書館を活用して児童生徒が調べ、考える学習を推進します。

③ 人権意識の向上

人権感覚や自他を大切にしようとする意識・意欲・態度が高まるよう、子どもたちの実態とその背景に目を向け、深い子ども理解に基づいた教育活動を推進します。

④ 特別支援教育の推進

特別な支援の必要な子どもが自立し、社会参加していくために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細かな教育を推進します。

⑤ 子どもの体力向上

子どもたちが体を動かすことや体育の授業が「楽しい」と思えるように、運動遊びや授業を工夫し、幼児期から小中学校、高等学校につながる体力づくりを推進します。

⑥ 心身の健康づくり

子どもたちが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるよう、食や睡眠の重要性や、メディアとの適切な接し方など、望ましい生活習慣の形成に取り組みます。

(2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進

学校・家庭・地域が連携協力し、ふるさとに愛着と誇りを持ち、感性豊かで主体的に学び続ける子どもを育みます。

【現状と課題】

子どもたちの教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域がそれぞれ役割分担を果たしつつ、相互に連携して行うことが重要です。

これからの学校は、社会に開かれた学校となり、家庭や地域に対して積極的に働きかけを行い、家庭や地域とともに子どもたちを育てていくことが必要です。

また、家庭教育は全ての教育の出発点ですが、核家族化や地域とのつながりの希薄化などを背景に、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育の問題と現状が指摘されており、身近な地域における保護者への支援を充実させていく必要があります。

感性豊かで主体的に学び続ける子どもを育むために、地域の教育力を生かし、地域の支援を受け、より多彩で活発な学校の教育活動を展開していく必要があります。

【取組の方向】

① 教育魅力化の推進

子どもたちの「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域が連携・協働して、ふるさと教育や地域課題解決型学習に取り組むことのできる教育環境を整備します。

② 家庭教育支援の推進

地域において、保護者が安心して家庭教育を行えるよう、保護者や地域住民を対象とした子育てに関する学習機会の提供や、相談対応、情報提供による人間関係づくり、環境づくりなどを行う市町村の取組を支援します。

③ 地域と連携した活動の充実

子どもたちがスポーツや文化芸術、地域活動などを通じて、自主性・協調性・連帯感を育み、それぞれの能力や興味を発見し伸張させ、生き生きと心豊かに暮らしていけるよう、地域の協力を得ながら部活動や地域活動の活性化を図ります。

(3) 学びを支える教育環境の整備

児童生徒の学びを支え、安心して学校生活を送れるよう、教育的環境の形成と施設の安全確保に努めます。

【現状と課題】

多くのものがあふれ、情報化、少子高齢化、核家族化や夫婦共働きの進行といった社会や家庭の変容の中で、いじめや不登校、経済的困難など、子どもたちが抱える問題が複雑多様となっています。

学校が抱える課題も複雑化、多様化しており、教職員が子どもと十分に向き合う時間を確保することが難しくなっている中で、スクールカウンセラーなど多様な専門家による支援や教員の業務の役割分担・適正化などにより、子どもたち一人ひとりが一層きめ細かな支援を受けることができる環境づくりが必要です。

また、子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくためには、老朽化した施設の改修や防災対策に加え、時代に即したバリアフリー化や情報化等に対応した施設整備を進めていく必要があります。

【取組の方向】

① 学びの保障

子どもたちをとりまく様々な課題に対し、子どもと子どもに関わる全ての人々の人権意識の向上を図りつつ、組織的な支援体制整備の推進、相談体制の充実や経済的負担の軽減を図ります。

② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた環境整備

特別な支援の必要な子どもたちにきめ細かな教育を提供するために、一人ひとりの障がいの状態や特性、教育的ニーズに応じた環境を整備します。

③ 危機管理体制の充実

事件や事故、自然災害に加え、学校や子どもを取り巻く安全上の課題に対応するため、様々な危機事案が発生することを念頭に、学校現場の危機管理体制の充実を図ります。

④ 学びを支える体制づくり

学びや部活動を充実させていくために、地域の人材や専門的な知見を持った人材の教育活動への参画などを促進するとともに、保護者や地域との連携を図ることで、教職員が子どもたちにしっかり向き合える体制づくりを進めます。

⑤ 学校の施設・設備整備

子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために、老朽化した施設の改修や防災対策に加え、教育内容・方法の変化や子どもの特性に応じた県立学校の施設・設備整備を進めます。

(4) 青少年の健全な育成の推進

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できる社会をつくれます。

【現状と課題】

インターネットをはじめとする各種メディアによる有害情報の氾濫や次々と新たなサービス形態が出現するなどの社会環境の変化は、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれがあります。

非行は、青少年を取り巻く環境や背景など様々な要因により発生します。現状では、非行少年数は減少傾向にあるものの、万引きや自転車盗などの初発型非行が大半を占めるほか、刑法犯少年の再非行率が高い割合で推移しています。

健全育成のために求められる取組や支援が多様化する中、学校・家庭・地域・関係団体がより一層緊密に連携して、規範意識や社会性を高める活動を進めていく必要があります。

様々な困難を有する子ども・若者の問題も深刻化しており、これら子ども・若者が円滑な社会生活を営んでいくことができるよう、自立に向けた相談・支援体制の充実が求められます。

【取組の方向】

① 青少年の健全育成

流動する社会情勢を踏まえ、関係機関・団体、企業、学校、家庭、地域などが緊密に連携することで、次世代を担う青少年の育成を図ります。

② 子ども・若者の自立支援

様々な困難を有する子ども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます。

③ 非行の防止

非行少年を生まない社会環境の整備と再非行をさせないための支援活動を推進します。

(5) 高等教育の推進

県内高等教育機関と連携し、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図り、地域社会に貢献する優れた人材を輩出します。

【現状と課題】

大学、高等専門学校は、島根の将来を支える人材育成や、学術研究の成果を広く県民に還元して産業の発展に貢献するなど、重要な役割を担っており、今後より一層地域に密着した質の高い教育・研究を行うことが求められています。

また、島根県立大学は、平成30年度に島根県が策定した令和6年度までの中期目標に基づき、「地域貢献・教育重視型大学」を目指し、県民からの期待に応える存在意義の高い大学として、地域に貢献する人材を輩出し、地域が抱える諸課題に対応する教育・研究の取組を進めています。

地域社会に貢献する優れた人材を輩出するため、県内高等教育機関、県内高等学校、県内企業、行政などとの連携を強化し、地域の若者の県内定着につながる県内高等学校からの入学者の確保や、県内就職率の向上のための取組が求められます。

【取組の方向】

① 県立大学の教育・研究の充実

浜田キャンパスの総合政策学部を地域系の学部と国際系の学部改編のほか、地域の諸課題に対応する大学院、研究センター等の設置・改編の検討などを通じて、教育・研究の充実を図ります。

② 県内高等教育機関、県内企業などと連携した県内就職の促進

県内高等教育機関、県内専修学校（専門学校）、県内高等学校、県内企業などとの連携を強化し、入試制度の見直しや地域に密着した教育・研究を促進することなどにより、県内高等学校からの進学者の増加や県内高等教育機関や県内専修学校の卒業生の県内定着を図ります。

(6) 社会教育の推進

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組み、その成果を社会生活で生かすことができるような社会をつくります。

【現状と課題】

急速な高齢化、グローバル化など様々な課題の解決に向け、県民の学習ニーズは多様化しており、それに対応した情報提供や学びの機会の充実が求められています。

また、少子化や都市部への人口流出などによる地域の担い手不足が進む中で地域を維持していけるよう、子どもから大人まで幅広い世代が多種多様な学びや体験を通して、人と人とのつながりによるコミュニティの形成を図り、住民の地域づくりへの主体的な参画を促すための環境づくりが求められています。

【取組の方向】

① 社会教育における学びの充実

地域住民が主体的に学習活動に取り組み、その学習成果を地域課題解決やまちづくり等につなげていくため、社会教育士など社会教育関係者の育成を図るとともに学習支援体制や公民館等の機能の充実を図ります。

② 体験活動の充実

子どもが健やかに成長し、社会の中で自立していけるよう、幼児期からの自然体験や集団宿泊体験、多世代交流活動など多様な体験活動を推進します。

③ 図書館サービスの充実

県民一人ひとりのニーズに応じた情報提供の拠点となる図書館の活用が進むよう、教育、文化、産業など多様化する情報ニーズに対応した情報提供や、様々な地域の課題に対応したサービス提供の充実を図ります。

2 スポーツ・文化芸術の振興

(1) スポーツの振興

県民一人ひとりが、それぞれの興味・目的に応じ、スポーツに様々な形で参加し、楽しく健康で生き生きと暮らせる社会をつくりまします。

【現状と課題】

スポーツには「する」「みる」「ささえる」など様々な関わり方があります。ライフステージに応じて、多様な形でスポーツに参加することは、心身の健康の増進や、心豊かな暮らしの実現に繋がります。

また、国際大会・全国大会等での本県選手の活躍は、県民に夢や感動を与え、郷土への誇りを育みます。

スポーツを通じて豊かさを実感できる社会の実現に向け、県民誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくりと、競技力向上の取組が必要です。

【取組の方向】

① 誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進

スポーツの楽しみ方、関わり方、健康増進への効果などを様々な形で伝え、年齢、性別などに関わらず、生涯を通じてスポーツを楽しむ人を増やします。

② 子どもたちの心身を健やかにはぐくむ学校体育の充実

幼児期から体を動かす機会を充実させ、スポーツを楽しむ子どもたちを増やします。また、学校体育や部活動などを通じてそれぞれの能力を伸ばし、特性・適性に合ったスポーツへの主体的な取組を支援します。

③ 県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進

国民体育大会を始めとする全国規模の大会で活躍する選手を育成するため、地域の指導者の協力も得ながら、中学生・高校生の競技力向上を図るとともに、競技団体が行う世代を超えた競技力向上の取組を支援します。

また、2029年に鳥根県開催を予定している国民スポーツ大会（現・国民体育大会）及び全国障害者スポーツ大会の準備を進めます。

④ 地域ではぐくむ鳥根のスポーツ文化の推進

身近な地域が運営する総合型地域スポーツクラブの活動の支援や、スポーツ推進委員など地域でスポーツの普及を担う指導者の育成を行います。また、鳥根県体育協会、鳥根県障害者スポーツ協会、鳥根県レクリエーション協会等と協力し、障がいの有無に関わらずスポーツを楽しむ環境を充実させます。

(2) 文化芸術の振興

広く県民が文化・芸術を鑑賞し、参加し、創造しながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域をつくりまします。

【現状と課題】

文化芸術は、人々に感動や喜び、安らぎをもたらすとともに、創造力や表現力、豊かな感性を養い、県民一人ひとりが日常の暮らしの中でゆとりや潤いを実感できる心豊かな生活の実現に繋がるものです。

県民文化祭や文化芸術団体の活動など、県民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進するには、鑑賞、参加、創造する機会の確保や担い手の育成により、文化芸術活動の裾野を拡大することが重要です。

県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設には、地域の文化芸術の拠点として、美術、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能など、多様な文化芸術に触れる機会を提供するだけでなく、教育・普及活動や文化芸術団体の育成・支援などの機能を果たすことが求められています。

また、世界的にも貴重なコレクションや、音響に優れたホール施設等を観光振興・地域振興に活かしていくことも必要です。

【取組の方向】

① 創造的な文化芸術活動の拡大

県民文化祭の開催や文化事業に対する助成などにより、文化芸術活動の裾野の拡大、県民の自主的かつ創造的な文化芸術活動の支援に取り組みます。

② 文化芸術活動を担う人材育成

学校・地域・文化芸術団体等と連携して、多様な文化芸術に触れる機会や活動拠点の確保などを図り、青少年の文化活動を推進します。

③ 県立文化施設の活用と機能の充実

県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設を活用して、多様な文化芸術の鑑賞・発表機会の充実が図られるよう、また、県民にとって利用しやすい施設となるよう、機能の充実などに取り組みます。

④ 県内の文化施設の連携強化

県内の文化施設の連携を強化するなどにより、地域振興・観光振興につなげます。

3 人権の尊重と相互理解の促進

(1) 人権施策の推進

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、偏見や差別のない住みよい社会をつくりまします。

【現状と課題】

差別意識は、同和問題をはじめ、様々な人権問題において依然として根深く存在しています。これまで人権の意義や重要性について理解を深め、人権尊重の意識を高めるために、人権教育や人権啓発に取り組んできましたが、学校でのいじめや女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する人権を侵害する行為は、あとを絶たない状況にあります。

また、外国人住民への配慮や、インターネットによる誹謗中傷への対応、多様な性的指向・性自認の受容、災害時における障がいのある人、高齢者等への配慮などの課題が顕在化しています。

平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行される中、これまで以上に人権教育や人権啓発の充実が求められており、様々な人権課題の解決に向けてより一層取り組んでいく必要があります。

【取組の方向】

① 人権啓発・人権教育の推進

学校や家庭、職場、地域など、様々な場を通じて、県民一人ひとりの人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権啓発や人権教育を推進します。

② 様々な人権課題に対する施策の推進

深刻化、多様化する様々な人権課題の解決に向けて、市町村をはじめ関係機関、団体、企業等と連携し、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 男女共同参画の推進

県民一人ひとりが、性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会をつくります。

【現状と課題】

男女共同参画に向けた様々な取組により、男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、固定的な性別役割分担意識は依然として残っています。

男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解をさらに深めていくことが欠かせないため、学校における教育・学習の推進や、地域・職場における広報・啓発などを図っていくことが必要です。

また、政策・方針決定過程への女性参画を促すことにより、家庭・職場・地域など、社会のあらゆる場面において男女が平等に参画でき、その個性と能力が十分に発揮できる環境づくりに取り組むことが必要です。

県の女性相談窓口での相談状況は例年3,500件を超え、そのうちDVを主訴とする相談は500件程度と依然高い状況にあるため、DV被害者からの相談や一時保護等に適切な対応が必要です。また、DVの発生を未然に防ぐことができるよう、県民への周知等を通じてDVに対する正しい理解と認識を深めていく必要があります。

【取組の方向】

① 男女共同参画の意識啓発

県民一人ひとりの男女共同参画に対する理解をさらに深めるため、学校などにおける教育・学習の推進、県民・市町村・関係団体等との連携による広報・啓発を行います。

② 女性相談の充実、DV被害者等の支援

日常生活を営む上で様々な問題を抱えて悩む女性の相談に広く応じ、支援するとともに、DV等女性に対する暴力の根絶に向けて啓発活動を行います。

DV被害者等の安全確保及び自立に向けて、関係機関と連携して支援を行います。

(3) 国際交流と多文化共生の推進

外国人との相互理解を深め、多文化が共生し、グローバル化の進む社会で活動する人材が育つ地域をつくりまします。

【現状と課題】

国際的な相互依存関係が深まる中、県内の企業では輸出の拡大や外国人雇用が進み、教育機関では留学生の相互派遣や共同研究が行われています。また、県内への外国人観光客も増加するなど、県民が外国人との関わりを持つ機会は大きく増えています。

こうしたグローバル化の進む社会では、国際感覚を持ち、外国人とのコミュニケーション能力を有する人材の育成や本県の地理的・歴史的・文化的特性を活かした国際社会の発展への貢献が求められます。

また、日本人と異なる文化を持つ外国人住民と日本人住民とが共に暮らしていくためには、住民一人ひとりが、言語や文化、生活習慣、価値観など、相互理解を深める多文化共生の取組が求められます。

今後も企業の人手不足などを背景として外国人住民の増加が見込まれます。従って外国人を一時的な滞在者としてとらえるのではなく、地域における生活者として、生活全般や定住にかかる支援を行うための環境を整える必要があります。

【取組の方向】

① 国際交流の推進

国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、グローバル化する社会で活動できる人材を育成します。

② 多文化共生の推進

外国人住民に対して、必要な情報の多言語化や相談体制の整備をはじめ、教育・子育てや、医療・福祉、防災など生活全般や定住にかかる支援を行い、外国人住民と日本人住民との相互理解を促進することで、多文化が共生する地域づくりを進めます。

4 自然、文化・歴史の保全と活用

(1) 豊かな自然環境の保全と活用

心豊かに暮らすために身近な自然環境を保全し、また、人々の活動の舞台として、歴史・文化で彩られた自然景観や色々な動植物が生きる自然環境の魅力を活用します。

【現状と課題】

「しまねの豊かな自然」は、人口減少や高齢化等の影響により、自然環境や景観の維持・保全をすることが厳しい状況にあります。また、県内に生息生育する野生動植物の中には自然環境の悪化や人為的に持ち込まれた外来種などの影響により、絶滅の危機に瀕しているものもあります。

さらに、私たちを取り巻く社会生活においても、産業構造や生活スタイルの変化によって、近所の里山や川辺などの身近な自然にふれあう場所や機会が少なくなってきています。

このような状況において、身近な自然にふれあうことや県内各地域で自然保護ボランティアを中心に取り組まれている自然保護活動への参加、専門家による講習会など、様々な形で自然に関わることで、多くの県民に恵まれた自然環境を大切にすることを意識を持ってもらうことが必要です。

また、自然環境の維持や保全ばかりでなく、島根でしか感じられない自然の魅力を、観光振興や地域を愛する人づくりなどに活かしていくことも必要です。

【取組の方向】

① 自然保護に対する県民意識の向上

自然保護活動を支援するとともに、参加者を増やすための活動の普及・啓発を行い、しまねの豊かな自然環境を県民との協働により保全します。

② 自然公園等での自然体験の促進

自然公園、中国自然歩道や地域の身近な自然等を、子供たちの体験学習や大人を交えた生涯学習の場として活用し、自然にふれあう機会を増やします。

③ 自然学習施設等による自然学習の推進

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設を、自然や環境について学ぶための拠点施設として活用します。

④ 自然の活用の推進

自然体験プログラム等による観光振興や、ふるさと教育などにおいて地域の未来を担う人材育成をするために、自然の景観や歴史的価値等を活用します。

⑤ 快適・安心・安全に利用できる施設の整備と維持管理

利用者が快適・安心・安全に自然とのふれあい体験を楽しめるように、国や市町村及び関係団体と連携して、遊歩道や展望台などの施設の整備・維持管理に努めます。

(2) 文化財の保存・継承と活用

全国に誇る島根固有の歴史・文化についての保存・継承と、調査研究を進め、その魅力を県内外に積極的に発信し、歴史・文化を通じた人々の交流を促します。

【現状と課題】

島根には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」、出雲大社、松江城などに見られる豊富な歴史・文化が継承されています。また、石見銀山遺跡や石州半紙、佐陀神能など、世界に誇りうる歴史文化遺産も存在しています。これらは県民の郷土に対する誇りや愛着を育む基盤であり、観光振興や地域振興に資する重要な要素にもなっています。

これらの貴重な歴史文化遺産の滅失や衰退を防ぎ未来に継承していくため、計画的な保存修理や技術の伝承、後継者の育成などを行っていく必要があります。

また、県民の歴史・文化への理解を深めることで、郷土への愛着と誇りの醸成を図り、歴史文化遺産を通じた地域振興にも繋げていく必要があります。

さらに、県内外で島根の歴史・文化への興味関心がさらに高まるよう、調査研究を進め、その成果を活用して広く情報発信していく必要があります。

【取組の方向】

① 歴史文化遺産の保存・継承

世界遺産や国宝・重要文化財などの歴史文化遺産を良好な状態で次世代に継承するため、保存修理や伝統文化の継承活動などの支援を推進します。

② 歴史文化遺産の研究と情報発信

島根の歴史・文化について関心を深めてもらうため、体系的な調査研究を進め、その成果を展覧会や、県内外でのシンポジウム、講演会などにより、広く情報発信します。

③ 歴史文化遺産の活用

国内外からの来訪者に島根の歴史・文化の魅力や価値を知ってもらうため、歴史的建造物の復元や先端映像技術を用いた文化財の「見える化」などを進め、古き良き歴史・文化を体感できるような取組を進めます。

第3編

安全安心な 県土づくり

VII 暮らしの基盤を支える

県民の日常生活を支える地域生活交通などの生活基盤の確保や、暮らしをとりまく豊かな環境の保全に取り組みます。

人々が地域で仕事を営み、快適な生活を送るうえで、上下水道、道路等の公共施設や、地域の交通手段等の社会インフラは欠かすことができません。人口減少などが進む中でも、必要なインフラを確保していきます。

豊かな自然に恵まれた環境や、地域風土に根ざした景観は、島根の大きな魅力であり財産です。島根に暮らす人と訪れる人のために、将来にわたって豊かな環境を保全していきます。

取り組む政策・施策

- 1 生活基盤の確保
 - (1) 道路網の整備と維持管理……………83
 - (2) 地域生活交通の確保……………84
 - (3) 上下水道の整備……………85
 - (4) 情報インフラの整備・活用……………86
 - (5) 竹島の領土権確立……………87
- 2 生活環境の保全
 - (1) 快適な居住環境づくり……………88
 - (2) 環境の保全と活用……………89



1 生活基盤の確保

(1) 道路網の整備と維持管理

道路の効率的・計画的な整備や維持管理により、県民の安心・安全、快適な日常生活や産業活動を確保します。

【現状と課題】

島根県内は鉄道網が十分でなく、自動車が主要な移動手段であるため、道路は通勤、通学、通院、買い物など、人々の日常生活を支える重要なインフラです。しかし、県内の国・県道の2車線改良率は、全国約80%に対し約70%にとどまっており、今後も道路の整備は着実に進める必要があります。

特に、避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路をはじめ、県内外の都市間と連結する道路や、中山間地域を東西に縦貫する主要な道路などについては、重点的、計画的に整備を進める必要があります。

現在、県では、国道、県道約3,060kmを管理しています。橋梁、トンネルをはじめとする道路施設は交通荷重の増大や経年劣化により老朽化が進行しており、将来に渡って道路を安全に利用し続けられるよう、計画的に適正な管理を行うことが必要です。

【取組の方向】

① 幹線道路網の整備

県内外の都市間を連結し県内の道路網の骨格となる国道、防災拠点・災害拠点病院の連絡や、中山間地域を東西に縦貫し山陰道・国道9号の代替機能を有する主要な県道について、重点的に整備を行います。

② 生活道路の整備

日常生活における安全性の確保や、住みやすい環境を支えるため、地域の実情や課題に応じ、効率的・計画的な道路整備を進めます。

③ 道路網の維持管理

老朽化の進む道路施設については、定期的な点検と早期の修繕により、維持管理費用の縮減と長寿命化を図ります。

また、効率的でより高度な維持管理体制の構築に努めます。

(2) 地域生活交通の確保

通勤、通学、通院、買い物など、県民の日常生活を支える鉄道や路線バスなどの地域の交通手段を確保します。

【現状と課題】

鉄道や路線バスなどの公共交通を確保することは、高齢等により車の運転を控える方や移動手段を有していない方々が、安心して住み続けることができる環境を維持する上で重要です。

しかしながら、人口減少やマイカー普及等に伴う利用者の減少に伴い、採算が合わなくなり、まだ利用ニーズが残っているにもかかわらず減便や路線を廃止せざるを得ないなど、公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、生産年齢人口が減少する中、乗務員の不足など、公共交通サービスを提供する担い手の確保も困難となってきました。

こうした中、公共交通の採算性を確保することが容易でない地域などにおいては、地域の実情に応じて交通手段を見直し、日常生活を支える地域生活交通を確保する必要があります。

また、隠岐地域においては、離島航路の利便性が島民の生活に与える影響が極めて大きいことから、本土の鉄道等の運賃と比べて割高な航路運賃の低廉化を継続し、隠岐航路の利用者へのサービス向上を図る必要があります。

【取組の方向】

① 路線バスやタクシーなどの維持・確保

地域の実情に応じて、市町村や地域住民が最適な交通手段への転換を図ることができるよう、地域生活交通の確保に向けた取組を進めます。

② 鉄道の利用促進

一畑電車については、沿線2市や事業者と連携して、安全確保と利用促進の取組を進め、宍道湖北岸の公共交通の確保を図ります。

JR線については、地元自治体をはじめ関係者と緊密に連携し、県内各線区の利用促進に向けた取組を進めます。

③ 隠岐航路の維持・利便性向上

隠岐航路における運賃の低廉化や、船舶の運航経費等に対する支援を行うほか、運航事業者による積極的なサービス向上の取組を促進します。

(3) 上下水道の整備

ライフラインである上水道と下水道を整備し、県民に安全で快適な生活環境を確保します。

【現状と課題】

上水道については、県内の水道施設普及率はほぼ100%ですが、施設の老朽化が進んでおり、法定耐用年数を超える管路の更新率、基幹管路の耐震化率が全国平均より低い状況にあります。人口減少により料金収入の減少が見込まれる中であっても、施設の更新・耐震化を進め、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくことが必要です。

下水道については、汚水処理人口普及率が全国では約90%であるのに対し、本県では約80%と遅れています。県内でも東部地区に比べ、西部地区、隠岐地区で整備が遅れており、計画的に進めていく必要があります。加えて、今後多くの既存汚水処理施設で老朽化が進むことから、適切な処理をするために長寿命化対策が必要です。

【取組の方向】

① 上水道の安定供給

水道事業者等が行う水道施設の更新・耐震化や、水道事業の広域連携・経営基盤の強化を進めます。

② 下水道の整備

公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併浄化槽等の汚水処理施設の整備・更新を、市町村と連携しながら計画的、効率的に進めます。

(4) 情報インフラの整備・活用

県内ほぼ全域をカバーする超高速インターネット環境などの効果的な利活用を進め、情報化社会に対応した快適で安全な日常生活を実現します。

【現状と課題】

国では、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会を、Society 5.0として提唱しています。

21世紀の基幹インフラとして、超高速・超低遅延・多数同時接続という特徴を持つ第5世代移動通信システム（5G）の提供も始まります。

県内では、ほとんどの地域で携帯電話や高速インターネットが利用できる環境となっていますが、より高速な通信が可能となる光ファイバによる情報通信網についてはまだ十分に整備されていない地域もあり、都市部の環境との格差が生じています。

県民が新たな技術革新の成果を享受しながら、より快適で安全な日常生活を送るための、更なる情報通信環境の整備が求められます。

【取組の方向】

① 情報インフラの整備・利活用

国が提唱するSociety 5.0に向けて革新的技術を用いた全国の取組や、第5世代移動通信システム（5G）の特徴を活かした取組などを県内へ情報提供するなどにより普及を促し、通信・情報基盤整備が進むよう市町村、事業者等へ働きかけます。

(5) 竹島の領土権確立

竹島問題の平和的解決と竹島の領土権確立を目指し、政府と連携して国民への啓発による世論形成や国際社会への情報発信を行います。

【現状と課題】

竹島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることは明らかですが、韓国による不法占拠が半世紀以上にもわたって続いています。

政府は国際法に則った平和的な解決を目指し、これまで3回、韓国に対して、国際司法裁判所への付託を提案してきましたが、韓国は拒否し続けています。

このような状況において、竹島の領土権を確立するためには、国民世論の形成や国際社会への情報発信が不可欠ですが、国による一層の取組強化が必要です。

竹島問題の解決につなげていくため、国と連携して、調査・研究や広報啓発などによる、より一層の取組を進めていく必要があります。

【取組の方向】

① 国への要望活動の実施

国際司法裁判所への単独提訴を含めた外交交渉の新たな展開、政府による研究機関や隠岐の島町への啓発施設の設置、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定などへの積極的な取組を促すため、さまざまな機会を捉えて関係省庁への要望活動を行います。

② 調査・研究活動の推進

県内外の専門家による竹島問題の歴史、両国の主張の論点に関する資料の調査・研究を進め、竹島資料室やホームページなどを通じた情報発信を行います。

③ 国民世論の形成

「竹島の日」記念式典の開催による機運醸成、竹島資料室の有効活用などによる広報啓発、次の時代を担う子どもたちへの理解を深める竹島学習を進めます。

2 生活環境の保全

(1) 快適な居住環境づくり

人口減少に対応できる公共施設の在り方を検討し、必要な老朽化対策も進めながら、快適な居住環境をつくりまします。

【現状と課題】

人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力を維持しながら、医療・福祉・商業等の生活機能をまちなかに確保し、高齢者や子育て世代等が安心して暮らせるよう、コンパクトなまちづくりを進めることが求められています。

また、観光振興や都市の活性化のためには、本県の特色である歴史文化や優れた景観を活かしたまちづくりを進めることも必要です。

コンパクトなまちづくりや歴史文化・景観を活かしたまちづくりには、地域の資源や住民の思いを反映していくことが不可欠であり、住民と行政が協働して取り組んでいくことが重要です。

公園は、緑豊かな環境として、県民の健康づくりや憩いの場、交流の場を提供しており、今後も安全で快適な利用を確保するため、施設の長寿命化対策やバリアフリー化が必要となっています。

老朽化した県営住宅は、居住面積が狭く、設備の利便性も劣っており、特に高齢者にとって住みにくい住宅であることから、建替えにより安心して生活できるようにすることが必要です。

【取組の方向】

① 計画的な都市づくり

コンパクトな都市構造に移行するため、市町の取組の支援及び土地利用規制の適切な運用や誘導により、暮らしやすいまちづくりを進めます。

② 魅力ある景観づくり

築地松景観や石州赤瓦の家並みなど地域の優れた景観の保全と創造のために、市町村、住民団体やNPO、企業等による様々な景観づくりの活動を支援します。

③ 魅力ある公園づくり

公園施設の長寿命化対策や民間活力の導入などによる公園整備を進めます。

④ 快適な住宅の提供

老朽化した県営住宅の建替えを進め、公的賃貸住宅等の供給を通して、住宅セーフティネットの構築に取り組みまします。

(2) 環境の保全と活用

島根が誇る豊かな環境の保全と、その持続可能な活用を進め、いつまでも快適に過ごせる社会をつくりまします。

【現状と課題】

温室効果ガス排出削減に取り組むことを定めた国際的な枠組みである「パリ協定」や、気候変動対策を含む世界共通の持続可能な開発目標である「SDGs」など、地球規模での環境問題について世界的に関心が高まっています。

そして、国は新たに「地域循環共生圏」の創造を提唱し、各地域それぞれの自然や環境を守りながら、地域資源を最大限活用した自立・分散型の共生社会をつくることにより、グローバルな環境問題の解決を図ろうとしています。

豊かな自然と調和した生活環境は島根の強みであり、こうした世界的な潮流を生かして、持続可能な形でその活用を進め、いつまでも快適に過ごせる社会をつくることが求められています。

そのため、地域の経済的な発展や生活水準の向上が、環境への過度の負荷をもたらすことがないように、環境の保全を進め、資源の有効利用や廃棄物の適正処理による循環型社会を構築していく必要があります。

また、環境に配慮したライフスタイルや、再生可能エネルギーなどを活用した環境にやさしい産業構造の実現により、地域の魅力をさらに高めていくことが必要です。

【取組の方向】

① 生活環境の保全

大気、公共用水域、地下水、土壌等の環境モニタリングや、事業者等への監視指導などを行い、安全で安心な生活環境を守ります。

② 循環型社会の構築

廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理等を、県民、事業者、NPO等の団体、行政のそれぞれが役割を担いながら推進します。

③ エコライフの推進

地球温暖化の防止など、環境への負荷の少ない社会づくりを目指した、島根らしいライフスタイルを実現するための取組を総合的に推進します。

④ 再生可能エネルギーの推進

地域資源を有効に活用し、県民、事業者、市町村等と一体となって、太陽光、風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入を進め、地域の活力の向上につながるよう取り組みます。

VIII

安全安心な暮らしを守る

県民の安全安心な暮らしを守るために、防災対策を推進するとともに、食の安全をはじめとする安全な日常生活を確保します。

私たちの暮らしには、いつ起きるか分からない災害や事故など、様々な危険が潜んでいます。近年も豪雨や地震などにより、県内各地に大きな被害がもたらされました。こうした災害から県民の生命や財産を守るために、日ごろから備えを十分にし、被害の軽減を図ります。

日常生活における事故・事件は、社会の変化によって多様化しています。被害を未然に防ぐために、防犯・交通安全等の対策が重要です。県民を守り、安全で安心して生活できる地域をつくるための取組を進めます。

取り組む政策・施策

1 防災対策の推進

- (1) 災害に強い県土づくり……………91
- (2) 危機管理体制の充実・強化……………92
- (3) 防災・減災対策の推進……………93
- (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化……………94

2 安全な日常生活の確保

- (1) 食の安全・生活衛生の確保……………95
- (2) 安全で安心な消費生活の確保……………96
- (3) 交通安全対策の推進……………97
- (4) 治安対策の推進……………98



1 防災対策の推進

(1) 災害に強い県土づくり

道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により、県民の生命、身体及び財産への被害の発生の未然防止や被害の最小限化を図ります。

【現状と課題】

島根県は、豪雨や豪雪・冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、これまで多くの、尊い人命や貴重な財産が失われてきました。災害危険箇所の整備状況は未だに低い水準にあるため対策を着実に推進する必要があります。

道路に関しては、災害の防止はもとより、災害発生時における救助、救急、消防活動等を円滑に行えるよう、落石等の通行危険箇所の解消、橋梁耐震化、無電柱化等の防災対策を推進する必要があります。また、冬期には、効率的な除雪を行う必要があります。

治水対策等は、昭和58年7月豪雨をはじめとした災害などを契機に強化していますが、未だに河川の整備率は低いため、今後も着実に推進する必要があります。一方、住民の早めの避難を促す取組も併せて推進する必要があります。

公共建築物の耐震改修は進んでいますが、民間住宅の耐震化を促進する必要があります。

【取組の方向】

① 道路防災対策

防災拠点や避難所を連絡する緊急輸送道路について重点的に対策を行います。

豪雪時には各道路管理者・防災関係者・電線管理者等が連携し除雪対応を行います。また、作業を担う建設業者の負担軽減と人材育成や除雪機械の計画的な更新・増強により除雪体制を維持します。

② 治水対策

近年に被害を受けた箇所を中心に河川改修を進めるとともに、水害リスクの見える化などのソフト対策を一体的・計画的に進めます。

国が管理する斐伊川・神戸川は、関係機関と連携を図りながら、残る大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤の整備を促進します。

③ 土砂災害対策

土砂災害から県民の安全・安心を確保するため、土石流・地すべり・がけ崩れに対する防災施設の整備を進めます。

また、住民の早めの避難に繋げるため、土砂災害のおそれのある区域の周知や警戒避難体制の整備などのソフト対策を進めます。

④ 建築物の耐震化

公共建築物の耐震対策を更に進めるとともに、ホテル等、多数の者が利用する建築物や住宅の耐震化を促進するため、県民の意識啓発を図ります。

また、木造住宅については、耐震化促進のための必要な支援に取り組みます。

(2) 危機管理体制の充実・強化

発生が予測できないテロ事件や新興感染症などの危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。

【現状と課題】

武力攻撃やテロ攻撃、新興感染症等の脅威から県民の生命・身体・財産を守るためには、何かが起こってから対応を考えるのでは遅く、普段から備えを万全にしておくことが大切です。

このため、あらゆる危機に迅速かつ的確に対応できるよう、事案発生時には県に危機管理対策本部を設置し、警察、消防、自衛隊等の関係機関と情報を共有し応急対策を実施する体制を構築しています。

幸い、これまで武力攻撃やテロが発生したことはありませんが、万が一のために円滑に県民の避難誘導や救助ができるよう備えておく必要があります。

また、新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生すると、広範囲かつ急速なまん延により、生命や健康に重大な影響を与える恐れがあることから、医療機関や関係機関との連携強化により、感染拡大の予防や速やかな医療の提供のための体制整備が必要です。

【取組の方向】

① 危機管理体制の充実・強化

危機管理能力や実践的対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、危機管理事案に対して迅速・的確に対処できるよう体制を強化します。

② テロ対策等の充実・強化

「島根県国民保護計画」に定めた関係機関との連携体制の整備や訓練などの実施により、有事に備えます。

③ 感染症対策の充実・強化

医療提供体制の確保や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練の実施により、感染拡大予防と医療提供の実効性を高めます。

(3) 防災・減災対策の推進

国、市町村、県民等と一体となって防災・減災対策に取り組むことにより、県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。

【現状と課題】

大雨、大雪、地震、津波等の災害は、いつどんな形で襲ってくるかわかりません。

災害の発生を完全に防ぐことはできないので、発災時に県民一人ひとりが「自助」「共助」のもとで適切な対応がとれるよう、平時から地域防災力の向上に取り組むことが重要です。

自分では避難が困難で配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等については、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

このため、市町村・関係機関等が連携し、様々な状況を想定した訓練等を行っています。

さらに、今後発生が想定されている南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、国や中四国9県等との相互支援体制を一層強化していくことが重要です。

発災時には被災地へ、県等が計画的に備蓄している食料や毛布等の救援物資や救助要員の輸送を迅速に行えるよう、輸送体制の整備を図る必要があります。

また、災害後も復旧・復興には長い年月を要することから、避難生活から生活再建に至るまで被災者に対するきめ細かな支援が必要です。

【取組の方向】

① 地域防災力の強化

防災講演会等を通じた県民の防災意識の向上、自主防災組織・消防団員等の育成、河川・水防・土砂災害等の情報提供等により、地域の防災力の強化を図ります。

② 各種防災訓練の実施

防災関係機関との総合防災訓練のほか、個別に図上訓練や情報伝達訓練等を実施し、迅速・的確な初動対応を図ります。

③ 迅速な復旧・復興支援

防災ヘリや防災システム等を活用して迅速な情報の収集・伝達・共有を図ります。

また、国や市町村等と連携しながら、食料等を備蓄・調達・輸送する体制を整備し、他県や関係団体等との協定締結等により、連携を進めます。

(4) 原子力安全・防災対策の充実・強化

島根原子力発電所の周辺地域住民の安全確保を最優先に、安全・防災対策に取り組みます。

【現状と課題】

島根県には、松江市鹿島町に中国電力の島根原子力発電所があります。

原子炉は1号機、2号機、3号機の3機ありますが、このうち1号機は廃止措置中であり、2号機と3号機は、国が福島第一原子力発電所事故を踏まえて定めた、新たな規制基準への適合性について、原子力規制委員会による審査が継続中です。

2号機の再稼働、3号機の稼働については、原子力規制委員会の審査終了後に、国から安全性や稼働・再稼働の必要性、住民の避難対策等についてよく説明を受け、県議会をはじめ、住民も参加する安全対策協議会、原子力専門家の原子力安全顧問、関係自治体などの意見をよく聴いて、総合的に判断する必要があります。

また、万が一の原子力災害に備え、避難計画をはじめとする原発の防災対策の充実を図っていく必要があります。

【取組の方向】

① 原子力安全対策

周辺地域住民の安全確保のため、島根原発の運転状況の確認、計画等に対する事前了解、環境放射線等の測定、広報誌や講演会等による情報提供などを行います。

② 原子力防災対策

万が一事故が起きた場合の原子力災害に備えて、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進め、原子力防災資機材の整備、原子力防災訓練の実施、原子力災害医療の充実などを行います。

また、国、島根・鳥取両県、原発の立地市及び周辺市により避難計画の実効性向上に向けた検討を進めます。

2 安全な日常生活の確保

(1) 食の安全・生活衛生の確保

食品の生産から消費に至る一貫した安全対策及び生活衛生関係営業の衛生環境を確保することにより、県民の安全・安心な生活を確保します。

【現状と課題】

県民が安全で快適な生活を送るためには、衣食住など生活環境の衛生の確保が不可欠です。

中でも、食品は健康に直結するものであり、食品の安全・安心に対する関心が高まっていますが、毎年のようにノロウイルスなどによる食中毒や異物混入が発生しています。こうした事件や事故を防止するため、事業者による適正な衛生管理や食品表示とともに、消費者への食品衛生に関する正しい知識の普及が必要です。

同様に、理容、美容、クリーニング、公衆浴場、旅館等の生活の衛生に関係するサービスを提供している事業者においても、感染症などの健康被害の予防のため、衛生水準の維持・向上が必要です。特に、公衆浴場、旅館等の入浴施設でのレジオネラ感染症の発生防止に向けた対策を徹底する必要があります。

また、身近な動物による人への危害や感染症の予防と、動物愛護の両面から、人と動物が共生生活の調和を図ることも重要です。依然として遺棄と思われる犬猫や不適切な動物の飼養による苦情が発生していることから、動物の適正な飼養管理が求められます。

【取組の方向】

① 食の安全の確保

食品事業者による衛生管理を徹底し、流通・販売食品の監視、県民向けの講習会等による正しい知識の普及啓発により、食品による健康被害を予防します。

② 安全な生活環境の確保

公衆浴場や旅館等への監視指導等により、施設の衛生確保に取り組みます。

③ 人と動物の共生の実現

動物愛護思想の普及や適正飼養の啓発を図り、犬猫の殺処分数を減らすとともに、環境被害の防止に取り組みます。

(2) 安全で安心な消費生活の確保

消費者が社会や環境等に配慮した商品・サービスを正しく選択でき、また、消費者がトラブルにあった場合の相談体制が整った環境をつくります。

【現状と課題】

高度情報通信社会の進展や経済のグローバル化を背景に、消費者の関わる取引が多様化・複雑化しており、特にインターネットによる契約トラブルでは消費者自ら解決することが困難になっているほか、民法改正による成年年齢の引下げにより、18歳と19歳の若者を中心として消費者被害が増加することも懸念されます。

県民がどこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるためには、身近な地域における消費生活相談体制の整備が不可欠です。

また、高齢者、障がい者、認知症など消費生活上、配慮を要する消費者の被害を未然に防ぐための地域ぐるみでの見守り活動や、事業者に対する法令遵守、取引適正化の観点からの監視・指導などによる、安全で安心な消費行動のできる環境づくりが必要です。

他方で、持続可能な社会に向けて、節電やゴミ減量につながる選択や、フェアトレード商品の購入など、社会・環境に配慮した行動が消費者自身にも望まれます。

消費者の求める情報が正しく得られ、消費者が正しい選択のできるような環境を整えることで、社会にとって不利益な商品取引等が抑制され、消費者側のニーズも満たされる社会の実現を図っていくことが求められます。

【取組の方向】

① 消費生活相談体制の充実・強化

県と市町村の消費生活センター等における消費生活相談体制の充実・強化を図ります。

② 消費者被害の未然防止・拡大防止

消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、情報提供や啓発、取引の適正化の指導等の取組や、消費者被害を防ぐ地域見守りネットワークの構築を推進します。

③ 消費者教育の推進

消費者が自らの利益の擁護・増進と持続可能な社会の実現を意識して自主的かつ合理的に行動できるよう、ライフステージに応じた消費者教育の機会を提供します。また、成年年齢引下げに対応し、学校と連携した若年者への教育をより一層推進します。

(3) 交通安全対策の推進

交通安全県民運動や交通安全教育を推進し交通安全意識を一層高め、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。

【現状と課題】

県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数ともに減少傾向にあります。

一方、全死者数に占める高齢者の割合は、依然として高い水準で推移しているほか、交通事故全体が減少する中で高齢者が関与する事故の割合は増加傾向にあるなど、高齢者の交通事故防止が重要な課題となっています。

交通事故の多くは、前方不注視や安全不確認等の基本的ルールの認識の欠如により発生しています。このため、歩行者や自転車利用者を含めた全ての道路利用者が、交通事故防止を自らの問題として考え、交通ルールとマナーを守り、安全運転・安全行動が実践できるよう、交通安全意識を高めていくことが大切です。

また、道路利用者の安全・安心を確保するため、道路の整備や改良とともに、人を優先する視点に立ち、あらゆる人が利用しやすいようユニバーサルデザインの考え方に基づいて歩行空間を整備するなど、交通環境の整備が求められています。

【取組の方向】

① 交通安全対策や交通安全教育の推進

高齢者の交通事故防止をはじめとした交通安全対策、交通安全教育を推進します。

また、県民の交通安全意識を高めるため、歩行者や自転車利用者を含め、全県での交通安全県民運動を関係機関・団体と協働して推進します。

② 交通指導取締りの強化

夕暮れ時から夜間にかけての交通事故多発時間帯や国道9号等事故多発路線において、交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、最高速度違反、信号無視・横断歩行者妨害等交差点関連違反の取締りを強化します。

③ 安全で快適な交通環境の実現

一定の区域に最高速度30キロメートル毎時の速度規制を設けるなどの生活道路対策や、事故危険箇所を重点とした歩道や自転車通行帯、交通信号機の改良、見やすい標識・標示等の整備を推進します。

(4) 治安対策の推進

各種犯罪の検挙や、被害防止に役立つ情報発信等を推進し、県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現します。

【現状と課題】

県内の刑法犯認知件数は、平成15年のピーク時の9,217件から3割以下まで減少するなど治安情勢に一定の改善がみられます。

一方、子どもや女性を狙った声かけ・つきまとい事案やDV・ストーカー、児童虐待等の県民の生命を脅かす人身安全関連事案が増加傾向にあるほか、特殊詐欺の手口が多様化し、犯行の役割が細分化され巧妙に組織化されるなど、被害が後を絶たない状況となっています。

また、サイバー空間が県民生活や経済活動に不可欠な社会基盤となる中、サイバー犯罪や行政機関・民間事業者を狙ったサイバー攻撃等、サイバー空間における脅威が深刻化しています。

少子高齢化の進展等社会構造の変化に対応し、今後も安全で安心な県民生活を確保するため、防犯ボランティアとの連携を一層強化するなど、地域全体で子ども・女性・高齢者をはじめとする県民の安全を守るための各種対策に取り組む必要があります。

複雑多様化する犯罪や新たな脅威に対する対処能力を強化するため、治安基盤の整備が求められています。

【取組の方向】

① 犯罪抑止対策の推進

街頭活動の強化、防犯情報の迅速・効果的な発信、被害者の安全確保を最優先にした人身安全関連事案の対策など、子ども・女性・高齢者をはじめとする県民の安全を守るための取組を推進します。

② 犯罪検挙対策の推進

凶悪犯罪発生時の迅速・的確な初動捜査、綿密な現場鑑識活動、情報分析システムの効果的活用等、検挙に向けた取組を徹底します。

また、検挙のための捜査用資機材を導入するなど、人身安全関連事案、サイバー犯罪、組織犯罪といった新たな脅威に対する対処能力の強化を図ります。

③ 犯罪のない安全で安心なまちづくり

関係機関・団体と連携し、防犯ボランティア、事業者による自主防犯活動の活性化を図り、子ども・女性の見守り活動や街頭防犯カメラの設置等、防犯環境の整備を促進します。

附属資料

諮問文

政 第 1 1 9 号
令和元年7月3日

島根県総合開発審議会
会 長 服 部 泰 直 様

島根県知事 丸 山 達 也
(政策企画局政策企画監室)

「島根創生計画」について(諮問)

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくるため、施策運営の総合的・基本的な指針となる「島根創生計画」の策定について、貴会の調査、審議を求めます。

答申文

令和元年12月11日

島根県知事 丸 山 達 也 様

島根県総合開発審議会
会 長 服 部 泰 直

「島根創生計画」について(答申)

令和元年7月3日付け政第119号で諮問がありました「島根創生計画」の策定について、当審議会で慎重に調査、審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

「島根創生計画」の策定について（答申）

当審議会は、令和元年7月3日に知事から「島根創生計画」の策定について諮問を受け、この間、地域広聴会やパブリックコメント、市町村長との意見交換会、女性活躍100人会議、知事と語る車座トークなどでの意見も参考に、当審議会における各委員の専門的な見地から調査、審議してまいりました。

この度、とりまとめられた別添の「島根創生計画」（案）について、当審議会は全体として妥当なものと評価します。

なお、次のとおり意見を述べます。

1. 計画について

(1) 島根を取り巻く情勢・島根県の将来人口の推計について

- 人口構造の変化やそれに伴う課題を的確に把握しており、適切なものと考えます。

(2) 島根が目指す将来像について

- オール島根で島根創生を進めるうえでの理念を共有するものとして、適切なものと考えます。

(3) 各施策の基本的方向について

- 島根が目指す将来像を実現するために、3つの柱、8つの基本目標を位置づけたことは、県の重点施策を強力かつ効果的に推進していくため重要だと考えます。
- また、これにより、重点施策を県民により明確にアピールし、全体像が把握できる分かりやすい計画となることから、適切であると考えます。

2. 計画の推進について

- 今後の計画の推進に当たっては、島根が目指す将来像の実現に向けて、県の財政状況を踏まえ、財源の確保に努めながら、着実に取り組むことを求めます。
- その際、市町村や関係団体、県民の皆様、企業・NPO等とも幅広く協働し、総力を結集して、オール島根で様々な政策を進めることを求めます。
- また、毎年度、「総合戦略アクションプラン」の柔軟な見直しや予算編成を通じて、効果的な施策の構築・推進に取り組むことを求めます。
- 当審議会としては、その実施状況をフォローアップするなど、今後とも必要な役割を果たしていきたいと考えます。

島根県総合開発審議会 委員名簿

任期:令和元年7月3日～令和3年7月2日(五十音順、敬称略)

氏名	役職
いしかわとしき 石川 寿樹	島根県農業協同組合 代表理事組合長
いとうしづえ 伊藤 志津江	飯南町志々公民館 館長
おおたにえみこ 大谷 恵美子	島根県商工会女性部連合会 会長
かめたにきよし 亀谷 潔	海士町漁業協同組合 代表理事組合長
くりすまり 栗栖 真理	浜田のまちの縁側 代表
さとうたかし 佐藤 隆	島根県森林組合連合会 代表理事専務
さねしげあつこ 實重 温子	公募委員
さんべひろみ 三瓶 裕美	つちのと舎 代表
いしばしりょうじ 石橋 良治(～7/31) したもりひろゆき 下森 博之(8/1～)	島根県町村会 会長
すぎたにまさよし 杉谷 雅祥	島根県中小企業団体中央会 会長
たにだかずこ 谷田 一子	京見屋分店
ともざわきみか 朋澤 公香	島根県保育協議会 副会長
なりあいよしろう 成相 善朗	日本労働組合総連合会島根県連合会 会長
はたみえこ 秦美 恵子	公益社団法人島根県看護協会 会長
はつとりやすなお 服部 泰直	国立大学法人島根大学 学長
ふじたちづる 藤田 千鶴	一般財団法人島根県連合婦人会 副会長
ふるせまこと 古瀬 誠	島根県商工会議所連合会 前会頭
まつうらまさたか 松浦 正敬	島根県市長会 会長
まつおのりお 松尾 倫男	株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長
むろさきとみえ 室崎 富恵	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 副会長
もとみやりえ 本宮 理恵	NPO法人てごねっと石見 理事
もりもとのりひこ 森本 紀彦	一般社団法人島根県医師会 会長
よしだおさむ 吉田 修	株式会社山陰合同銀行 地域振興部長
よしまむつみ 余島 睦美	元知夫村地域おこし協力隊

計24名

島根県総合開発審議会 審議状況

○第50回審議会 令和元年7月3日[水]

主な議題

- ・会長、副会長の選任
- ・諮問
- ・島根県の概況
- ・「島根創生計画」(案) 骨子
- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2019

○第51回審議会 令和元年8月27日[火]

主な議題

- ・「島根創生計画」(素案)
- ・新規・拡充を検討している「人口減少対策」に関連した主な施策
- ・「島根創生計画」(案) 骨子に関する意見への対応
- ・島根総合発展計画に基づくこれまでの取組の評価・総合戦略に基づくこれまでの取組の成果
- ・島根県政に係る県民意識

○第52回審議会 令和元年10月7日[月]

主な議題

- ・「島根創生計画」(素案)に関するご意見
- ・「島根創生計画」(骨子)に関する総合開発審議会でのご意見
- ・中期財政運営方針(案)、財政見通し、重点見直し対象事業
- ・平成30年度地方創生関連交付金事業及び企業版ふるさと納税の活用状況

○第53回審議会 令和元年12月9日[月]

主な議題

- ・答申(案)
- ・「島根創生計画」(案)
- ・島根県人口シミュレーション2020(案)
- ・新規・拡充を検討している「人口減少対策」に関連した主な施策
- ・「島根創生計画」(案骨子、素案)に関するご意見
- ・島根県の人口動態

○知事へ答申 令和元年12月11日[水]

地方創生・行財政改革調査特別委員長報告

令和2年3月17日
2月定例会県議会本会議
において了承

地方創生・行財政改革調査特別委員会の調査について、中間報告をいたします。

本委員会は、令和元年6月定例会において、地方創生及び行財政改革の推進に関する審査及び調査を行うことを目的として設置されたところであります。

これまで7回にわたり、付託事件に関する調査を行ってまいりましたが、本日の中間報告は、そのうち、地方創生の推進に関する調査として、「島根創生計画」について、委員会として取りまとめた結果を報告いたします。

本県では、「まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略」とともに「島根総合発展計画」の改訂時期を迎え、執行部において、これまでの地方創生の取組の検証と、新しい総合計画・総合戦略である「島根創生計画」の検討が進められ、本委員会としては、その策定過程に応じて、「骨子」「素案」「案」について、逐次説明を聴取してまいりました。

本委員会といたしましては、この「島根創生計画」が、今後の島根県の施策運営の総合的・基本的な指針であり、最上位の行政計画であるとの認識のもと、本県の地域特性を踏まえた望ましい地方創生のあり方について議論を行い、調査検討を行ってまいりました。

丸山知事におかれては、審議のそれぞれの段階で提出された委員からの意見や市町村等の意見、そして知事が直接聞かれた県民の声などを踏まえて、11月22日の全員協議会において、「島根創生計画」の案を示されました。そして、その後も市町村等との意見交換を重ねられ、2月19日の全員協議会において、最終案を示されたところであります。

当委員会においては、最終案を含め、この一年、定例会毎に審議を行ってきましたが、その中では、

- ・目標達成時期を、合計特殊出生率については5年前倒しして2035年までに2.07を、人口の社会移動については10年前倒しして2030年までに均衡を目指すという高い目標が掲げられているが、結果に一喜一憂することなく、県民とともに目標に向かっていくための環境づくりを進めること。
- ・特に若い世代の人口減少に歯止めをかけるため、安定した雇用の確保や子育て支援の充実、そして中山間地域・離島における社会・生活機能を確保する施策の強化が必要であること。
- ・「島根創生計画」を実りあるものとするためには、計画に基づいて実際に行われる施策や事業について、適切な評価と分析を行ったうえで施策展開を図るべきである。
- ・示された最終案は、島根県の現状と課題を的確に把握し、これに対する取組の方向性をしっかりと示したものであり、県の最上位の計画として妥当な内容である。

などの意見があったところです。

一方、今回、市町村や関係団体と十分な事前協議がないまま県としての施策の方向性が示されたため、現場のニーズとミスマッチが起きているとして、計画には反対であるとの意見もありました。

こうした意見等を踏まえ、挙手による採決を行った結果、賛成多数により「島根創生計画」最終案を了承することを決定いたしました。

今後は、この「島根創生計画」に沿って、目標の実現に全力で取り組んでいただくことを求め、委員長報告といたします。

策定の経過

令和元年	6月7日	県議会6月定例会(全協)	…「島根創生計画」の考え方
	27日	県議会6月定例会(特委)	…「島根創生計画」(案)骨子
	7月3日	第50回総合開発審議会、知事から諮問	
	13日	地域広聴会(浜田)	
	26日	地域広聴会(益田)	
	28日	地域広聴会(隠岐)	
	29日	地域広聴会(松江)	
	30日	知事と町村長との意見交換会(第1回)	
8月	3日	地域広聴会(出雲)	
	〃	地域広聴会(雲南)	
	4日	地域広聴会(大田)	
	5日	知事と市長との意見交換会(第1回)	
	26日	県議会(特委)	…「島根創生計画〔素案〕」
	27日	第51回総合開発審議会	
	〃	パブリックコメント(～9月26日)	
	29日	知事と市長との意見交換会(第2回)	
9月	4日	知事と町村長との意見交換会(第2回)	
10月	1日	県議会9月定例会(特委)	…(継続審議)
	7日	第52回総合開発審議会	
11月	21日	知事と市長との意見交換会(第3回)	
	22日	県議会11月定例会(全協、特委)…「島根創生計画〔案〕」	
12月	9日	第53回総合開発審議会	
	11日	総合開発審議会より知事へ答申	
	12日	県議会11月定例会(特委)	…(継続審議)
	16日	知事と市長との意見交換会(第4回)	
	24日	知事と町村長との意見交換会(第3回)	
	令和2年	2月14日	知事と市長との意見交換会(第5回)
	19日	県議会2月定例会(全協、特委)…「島根創生計画〔案〕(最終)」	
	21日	知事と町村長との意見交換会(第4回)	
3月	12日	県議会2月定例会(特委)	…(継続審議)
	17日	地方創生・行財政改革調査特別委員長報告、了承	

※全協:全県協議会、特委:地方創生・行財政改革調査特別委員会

島根創生計画

令和2年3月

島根県

(政策企画局政策企画監室)

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL 0852-22-5093 FAX 0852-22-6034
e-mail: seisaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp
URL: <http://www.pref.shimane.lg.jp/seisaku/>

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる

島根*創生

SHIMANE SOUSEI



島根創生のイメージ動画はこちら